



# 熊本県公報

号外第17号

平成24年3月31日(土)

(毎週 火・金発行)

目 次**訓 令**

- 熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令 ..... (人事課) 1
- 熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令 ..... (〃) 421
- 熊本県ポートセールス推進室設置規程 ..... (〃) 425

**訓 令****熊本県訓令第10号**本府各部（公室・局）課（センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令**

熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第29号）の一部を次のように改正する。  
 第3条第2項中「前項の課（総室・室・）を「、前項の課（」に改める。「課（センター）長専決事項」の次に「の欄に掲げる事項」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「係る」の次に「第3項及び」を加え、「当たっては、」の次に「同項中「部内局長専決事項」とあるのは「危機管理監専決事項」と、「部内局長」とあるのは「危機管理監」と、「を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、「係る」の次に「前項及び」を加え、「当たっては、」の次に「同項中「部内局長専決事項」とあるのは「政策審議監専決事項」と、「部内局長」とあるのは「政策審議監」と、「を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同項を同条第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表部（公室）長専決事項の欄に掲げる事項のうち、あらかじめ部（公室）長が指定した事項については、部内局長、政策審議監、危機管理監又は部（公室）長が指定した者が専決することができる。

3 第1項本文の規定にかかわらず、別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表部内局長専決事項の欄に掲げる事項のうち、あらかじめ部内局長が指定した事項については、課（センター）長又は部内局長が指定した者が専決することができる。

第9条第4項中「別表第3中の」を「別表第3」に改め、「課（センター）長専決事項」の次に「の欄に掲げる事項」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「係る」の次に「第3項及び」を加え、「当たっては、」の次に「同項中「部内局長専決事項」とあるのは「危機管理監専決事項」と、「部内局長」とあるのは「危機管理監」と、「を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、「係る」の次に「前項及び」を加え、「当たっては、」の次に「同項中「部内局長専決事項」とあるのは「政策審議監専決事項」と、「部内局長」とあるのは「政策審議監」と、「を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、別表第3部（公室）長専決事項の欄に掲げる事項のうち、あらかじめ部（公室）長が指定した事項については、部内局長、政策審議監、危機管理監又は部（公室）長が指定した者が専決することができる。

3 第1項本文の規定にかかわらず、別表第3部内局長専決事項の欄に掲げる事項のうち、あらかじめ部内局長が指定した事項については、課（センター）長又は部内局長が指定した者が専決することができる。

第21条第2号及び第3号中「重要な」を「特に重要な」に改める。

別表第1 健康福祉部の項中

健康局	医療政策課
	国保・高齢者医療課
	健康づくり推進課
	薬務衛生課

を

## ねんりんピック推進局 ねんりんピック推進課

健康局	医療政策課 国保・高齢者医療課 健康づくり推進課 薬務衛生課
-----	---

に改め、同表商工観光労働部の

項中「新エネルギー産業振興課」を「エネルギー政策課」に改め、同表農林水産部の項中

漁港漁場整備課	漁港漁場整備課 全国豊かな海づくり大会 推進課
---------	-------------------------------

に改める。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表知事決裁事項の欄第2号中「重要な」を「特に重要な」に改め、同欄第6号中「部（公室）長専決事項」を「部内局長専決事項」に改め、同欄第9号を次のように改める。

9 委員会、審議会、協議会等の設置及び委員等の任免、委嘱及び解嘱に関すること（部内局長専決事項に該当するものを除く。）。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表知事決裁事項の欄第19号中「その他」の次に「特に」を加え、同号を同欄第20号とし、同欄第18号中「及び確定並びに歳計現金余裕金の融資金額の決定」を削り、同号を同欄第19号とし、同欄第17号中「儀式及び」を「特に」に改め、同号を同欄第18号とし、同欄第16号を次のように改め、同号を同欄第17号とする。

16 行政代執行に関すること。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表知事決裁事項の欄第15号中「及び行政代執行」を「並びにその取消し及び撤回」に改め、同号を同欄第16号とし、同欄第14号中「重要な」を「特に重要な」に改め、同号を同欄第15号とし、同欄第13号を次のように改め、同号を同欄第14号とする。

13 訴訟の対応方針に関すること。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表知事決裁事項の欄第12号中「重要な」を「特に重要な」に改め、同号を同欄第13号とし、同欄第11号中「重要な」を「特に重要な」に改め、同号を同欄第12号とし、同欄第10号中「重要な」を「特に重要な」に改め、同号を同欄第11号とし、同欄第9号の次に次の1号を加える。

10 非常勤の顧問、専門委員等の任免、委嘱及び解嘱に関すること（課（センター）長専決事項に該当するものを除く。）。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表部（公室）長専決事項の欄第6号を削り、同欄第5号中「及び確定」を削り、同号を同欄第6号とし、同欄第4号を同欄第5号とし、同欄第3号中「行政処分」の次に「並びにその取消し及び撤回」を加え、同号を同欄第4号とし、同欄第2号を同欄第3号とし、同欄第1号を同欄第2号とし、同欄に第1号として次の1号を加える。

1 部（公室）の分掌事務に係る企画、調整及び運営に関すること。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表部（公室）長専決事項の欄に次の3号を加える。

7 訴訟、審査請求、異議申立て、再審査請求その他争訟に関すること（訴訟の対応方針に係るものを除く。）。

8 歳計現金余裕金の融資金額の決定に関すること。

9 その他重要な事項の決定に関すること。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表政策審議監及び部内局長専決事項の欄中「政策審議監及び」を削り、第6号を削り、第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同欄に第1号として次の1号を加える。

1 事業の計画及び実施方針の決定に関すること。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表政策審議監及び部内局長専決事項の欄第7号中「附属機関の委員のうち」を「法令に基づく」に改め、同欄第15号を削り、同欄第14号を同欄第15号とし、同欄第13号を同欄第14号とし、同欄第12号中「及び行政代執行」を「並びにその取消し及び撤回」に改め、同号を同欄第13号とし、同欄第11号を同欄第12号とし、同欄第10号を同欄第11号とし、同欄第9号中「うち軽易なもの」を削り、同号を同欄第10号とし、同欄第8号中「附属機関」を「委員会、審議会、協議会等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

9 あらかじめ役職を指定して知事の承認を得た委員会、審議会、協議会等の委員等の任免、委嘱及び解嘱に関すること。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表政策審議監及び部内局長専決事項の欄第16号中「及び確定」を削り、同欄中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号を削り、第21号を第19号とし、第22号を第20号とし、第23号を第21号とし、第24号を削り、第25号を第22号とし、第26号から第38号までを3号ずつ

繰り上げ、第39号を削り、同表課（センター）長専決事項の欄第44号中「かつ軽易」を削り、同号を同欄第47号とし、同欄中第43号を第46号とし、第32号から第42号までを3号ずつ繰り下げ、同欄第31号中「第26号」を「第29号」に、「第28号」を「第31号」に改め、同号を同欄第34号とし、同欄中第30号を第33号とし、第26号から第29号までを3号ずつ繰り下げ、同欄第25号中「軽易な」を削り、同号を同欄第28号とし、同欄中第24号を第27号とし、第16号から第23号までを3号ずつ繰り下げ、同欄第15号中「及び確定」を削り、同号を同欄第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

18 補助金、助成金、交付金、奨励金等の確定に関すること。  
別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表課（センター）長専決事項の欄第14号中「公益法人及び」を削り、同号を同欄第16号とし、同欄第13号を同欄第15号とし、同欄第12号を同欄第14号とし、同欄第11号中「行政処分」の次に「並びにその取消し及び撤回」を加え、同号を同欄第13号とし、同欄第10号を同欄第12号とし、同欄第9号を同欄第11号とし、同欄第8号を同欄第10号とし、同欄第7号を同欄第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

9 非常勤の嘱託員、調査員、講師その他これらに準ずる者の任免、委嘱及び解嘱（本人からの申出に基づかない任期途中における解嘱を除く。）に関すること。  
別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の表課（センター）長専決事項の欄中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同欄に第1号として次の1号を加える。

1 事業の実施に関すること。

別表第2の2支出負担行為に係る共通専決事項の表中「政策審議監及び」を削る。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

部 ( 公 室 )	局	課	分掌事務	知事決裁 事項	部(公室)長 専決事項	部内局長 専決事項	課(センタ ー)長専決 事項	備考欄に 定める役 付職員専 決事項	備 考
知 事 公 室		秘 書 課	1 知事の 特命に関 すること 。						
			2 庁議に 関すること						
		秘 書 課	1 皇室に 関すること	1 行幸 啓等に 関する こと。 2 献上品に 関する こと。 3 御下 賜品等に 関する こと。					
			2 表彰及 び儀式に 関すること	1 県民 栄誉賞等に 関する こと。	1 表彰 に 関す ること (県民 栄誉賞等に 係 るもの を除く 。)				

				2 儀式 に関する こと。		
	3 知事及び副知事の秘書に関すること。	1 行事日程に関する こと。				
	4 栄典に関する こと。	1 叙位叙勲に 関する こと。 2 褒章 条例(明治14 年太政官布告 第63号) による褒章 に関する こと。				
	5 政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例(平成7年熊本県条例第66号)の施行に関する こと。			1 同条 例第5 条の規 定によ る資産 等報告 書等の 保存及 び閲覧 に関す ること。		
	6 知事公室長室に関する こと。					
広報課	1 広報に関する こと。	1 広報 の企画 を決定 する こと。 2 広報 功労者 を表彰 する こと。		1 広報 研修計 画を決 定する こと。 2 市町 村広報 活動の 支援及 び実態 調査に	1 広報 誌の原 稿作成 に関す ること 。 2 庁内 広報及 び写真 広報に 関する	

				関すること。 3 広報 広聴審 議会の 開催に 関する こと。	こと。 3 日本 広報協 会に關 するこ と。 4 テレ ビ及び ラジオ の放送 に關す ること。	
	2 広聴に 關するこ と。	1 広聴 の企画 を決定 するこ と。		1 広聴 事業の 実施に 關する こと。	1 陳情、 投書等 に關す ること。	
	3 県政記 者会との 連絡及び 県政記者 室に関す ること。			1 県政 記者室 に關す ること。	1 県政 記者会 との連 絡に關 するこ と。	
	4 県民行 政相談室 、県民ホ ール受付 及び県民 のひろば 受付に關 すること 。				1 県民 行政相 談室、 県民ホ ール受 付及び 県民の ひろば 受付に 關する こと。	
	5 県民運 動の連絡 調整に關 すること。				1 県民 運動の 連絡調 整に關 すること。	
危 機 管 理 防 災 課	1 危機管 理に係る 調整に關 すること。			1 危機 管理に 係る情 報収集 及び調 整に關 すること。		
	2 武力攻 撃事態等 における 国民の保	1 同法 第2条 第2項 の規定		1 同法 第35条 第5項 又は第		

		護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の施行に関すること。	により指定地方公共機関を指定すること。 2 同法第11条第4項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し国民の保護のための措置の実施に關し必要な要請をすること。 3 同法第12条第1項の規定により国民の保護のための措置の実施に關し他の都道府県知事に応援を求めること。 4 同法第14条第1項の規定により市町村長の実施すべ	8項の規定により市町村の国民の保護のための計画の作成又は変更の協議を受けること。 2 同法第42条第1項の規定により国民の保護のための措置について訓練を実施すること。 3 同法第127条第1項の規定により市町村長及び指定地方公共機関から被災情報の報告を受けること。 4 同法第127条第2項の規定により総務大臣に被災情報を告ること。	
--	--	---------------------------------------	---	---	--

			き国民 の保護 のため の措置 を代行 するこ と。				
5	同 法 第15条 第1項 の規定 により 自衛隊 の部隊 等の派 遣を要 請する こと。						
6	同 法 第21条 第3項 の規定 により 指定公 共機関 又は指 定地方 公共機 関に対 し国民 の保護 のため の措置 の実施 に関し 必要な 要請を するこ と。						
7	同 法 第26条 第1項 の規定 により 県対策 本部の 設置の 指定の 要請を するこ と。						
8	同 法 第27条						

- |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  | 第 1 項<br>の規定<br>により<br>県対策<br>本部を<br>設置す<br>ること。<br>9 同法<br>第 34 条<br>第 1 項<br>の規定<br>により<br>国民の<br>保護に<br>関する<br>計画を<br>作成す<br>ること。<br>10 同法<br>第 38 条<br>第 4 項<br>の規定<br>による<br>県国民<br>保護協<br>議会の<br>委員の<br>任命に<br>関する<br>こと。<br>11 同法<br>第 38 条<br>第 7 項<br>の規定<br>による<br>県国民<br>保護協<br>議会の<br>専門委<br>員の任<br>命に<br>関する<br>こと。<br>12 同法<br>第 54 条<br>第 1 項<br>の規定<br>により<br>避難の<br>指示を<br>行うこ<br>と。<br>13 同法 |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

			第 55 条 第 1 項 及び第 2 項 の 規定に より避 難の指 示の解 除を行 うこと。 14 同法 第 97 条 第 4 項 の規定 により 対策本 部長に 対し必 要な措 置を講 ずるよ う要請 すること。 15 同法 第 99 条 第 1 項 により 緊急通 報を發 令する こと。 16 同法 第 112 条 第 5 項によ り退避 の指示 を行う こと。 17 同法 第 114 条 第 2 項によ り警戒 区域を 設定し、 当該警 戒区域 への立 入りを 制限し、 若しく				
--	--	--	--	--	--	--	--

		は禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずること。 18 同法第148条第1項の規定により避難施設を指定すること。				
3 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の施行に関すること。	1 同法第2条第1項第6号の規定による指定地方公共機関を指定すること。 2 同法第15条第5項第5号、第6号及び第7号の規定による県防災會議委員を指名又は任命すること。 3 同法第15条第7項の規定による県防災會議の専門委員を任	1 同法第13条第1項の規定により中央防災會議に資料の提出又は意見の開陳をすること。 2 同法第33条の規定により内閣総理大臣に対し県職員の職種別現員数等の資料を提出すること。 3 同法第15条第7項の規定による県防災會議の専門委員を任	1 同法第17条第2項の規定による市町村防災會議の協議会の設置の届出を受理すること。 2 同法第50条第2項及び県地域防災計画の定めるところによる災害応急対策を実施すること。 3 同法第51条及び第55条並びに県地域防災計画の定めるとこ	1 同法第17条第2項の規定による市町村防災會議の協議会の設置の届出を受理すること。 2 同法第50条第2項及び県地域防災計画の定めるところによる災害応急対策を実施すること。 3 同法第51条及び第55条並びに県地域防災計画の定めるとこ		

		免すること。	第3条の規定による防災会議幹事を任命すること。	による気象警報を伝達し、又は災害情報を伝達すること。
4	同法第17条の規定による県防災会議の協議会を設置すること。	4 同法第53条第1項及び県地域防災計画の定めることによる市町村長の被害状況等の報告を受けること。	4 同法第34条第2項の規定による中央防災会議の防災計画の作成又は修正の通知を受けること。	4 同法第34条第2項の規定による中央防災会議の防災計画の作成又は修正の通知を受けること。
5	同法第23条第1項の規定による県災害対策本部を設置すること。	5 同法第16条第4項の規定による市町村防災会議を設置しないことについて報告を受け、同条第5項の規定により必要に応じて助言又は勧告をすること。	5 同法第36条第2項又は第39条第2項の規定による指定行政機関又は公共機関の防災業務計画の作成又は修正の通知を受けること。	
6	同法第73条第1項の規定による市町村長の実施すべき応急措置を代行すること。	6 同法第53条第2項の規定により内閣総		
7	同法第74条第1項の規定による応急措置を実施するため、他の都道府県知事に応援を求めること。			
8	同法第74条第1項、第77条			

			第 2 項 及び第 80 条第 2 項の 規定に より他 の都道 府県、 指定行 政機関 の長及 び指定 公共機 関等か ら応援 の要請 又は応 急措置 の実施 の要請 を受ける こと。		理大臣 に被害 状況等 を報告 すること。 7 同法 第 23 条 第 6 項 の規定 により 県警察 又は県 教育委 員会に 対し指 示をす ること。 8 同法 第 29 条 第 1 項 又は第 30 条の 規定に より指 定行政 機関の 長等に 対し職 員の派 遣を要 請し、又 は内閣 総理大 臣に対 し指 定行政 機関等 職員の 派遣の あつ旋 を求め ること。 9 同法 第 40 条 の規定 による 県地防 災計画 の策 定又は 修正に 際し、	
--	--	--	--	--	---	--

原案を作成すること。  
10 同法第 42 条第 3 項の規定による市町村防災会議の行う市町村地域防災計画の作成又は修正の報告を受け、同条第 5 項の規定により必要に応じて助言又は勧告をすること。

11 同法第 48 条及び県地域防災計画の定めるところによる防災訓練を実施すること。

12 県地域防災計画の定めるところによる陳情書等を作成すること。

13 同法第 57 条

及び第 79 条の規定による関係機関の通信設備を優先的に利用すること。

14 同法第 70 条第 3 項の規定により指定行政機関の長に対し応急措置の実施を要請し、又は求めること。

15 同法第 71 条第 1 項の規定による従事命令等を発し、又は施設等を管理し、使用し若しくは収容し、又は職員に立入検査をさせ、若しくは物資を保管せたら者から報告をさせること。

				16 同法 第 72 条 第 1 項 の規定 により 市町村 長に対 し、應 急措置 の実施 について 指示 をし、又 は他の 市町村 長を應 援すこ とを指 示する こと。	
4 石油コ ンビナ ート等災害 防止法（ 昭和 50 年 法律第 84 号）の施 行に関す ること。	1 同法 第 28 条 第 5 項 第 4 号 及び第 9 号の 規定に による防 災本部 の本部 員を指 命又は 任命す ること。  2 同法 第 28 条 第 7 項 の規定 による防 災本部 の専 門員を 任命す ること。		1 同法 第 5 条 第 4 項 の規定 により 第一種 事業所 の新設 に関する 計画 について 主務 大臣に 意見を述 べること。  2 同法 第 2 条 第 5 号 の規定 による 第二種 事業所 を指定 すること。  3 熊本 県石油 コンビナ ート等防災		

				本部条例（昭和51年熊本県条例第67号）第3条第2項の規定による幹事を任免すること。		
		5 自衛隊に関すること（隊員募集を除く。）。	1 災害派遣を要請すること。	1 協力要請（災害派遣を除く。）に関すること。	1 演習通報の処理に関すること。	
		6 無線の行政への応用の推進に関すること。				
		7 防災行政無線及び水防無線施設の管理に関すること。				
		8 防災行政無線及び水防無線の運営に関すること。				
		9 防災会議に関すること。				
総務部	人事課	1 職員の任免、分限、表彰、懲戒その他人事に関すること。	1 職員（技能労務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する单	1 職員（部内局長、地域振興局長及びこれらに相当するものに限る。）の勤務成績の評定を実施すること。	1 職員（知事専決事項の欄第1号に規定する技能労務職員を除く。）の分限（地方	

		純な労務に雇用される職員をいう。)を除く。)の任免(兼務に関すること及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 6 条第 1 項第 1 号による場合を除く。)、分限(地方公務員法第 28 条第 1 項の規定による免職に限る。)、表彰及び懲戒に関すること。	公務員法第 28 条第 1 項の規定による降任に限る。)に関すること。	2 知事決裁事項の欄第 1 号に規定する技能労務職員の任免、分限(地方公務員法第 28 条第 2 項の規定による休職を除く。)、表彰及び懲戒に関すること。	務及び併任に関すること。 2 地方公務員法第 22 条第 2 項の規定による臨時的任用に係る人数、任用期間、業務内容及び賃金単価について承認すること。
		2 職員(本府部長及びこれに相当するものに限る。)の勤務成績の評定を実施すること。	3 職員(本府課長及びこれに相当するものに限る。)の勤務成績の評定を実施すること。	3 病気休暇(結核性疾患以外の私傷病により療養を必要と認める場合における病気休暇)を承認すること。	
			4 職員の訓告处分、厳重注意処分に関すること。	4 職員(知事決裁事項の欄第 1 号に規定する技能労務職員を除く。)の任免(地方公務員の	

育児休業等に関する法律第6条第1項第1号による場合に限る。)に関すること。

5 職員の分限(地方公務員法第28条第2項の規定による休職に限る。)に関すること。

6 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年熊本県人事委員会規則第2号)第13条の表3の項及び4の項に規定する場合における特別休暇を承認すること。

7 熊本県職員服務規程(昭

和 31 年  
熊本県  
訓令第  
1984 号  
の 2) 第  
22 条に  
規定す  
る身上  
異動の  
届出を  
受理す  
ること  
。

8 育休  
等代替  
臨時職  
員の任  
免に関  
すること。

9 地方  
公務員  
の育児  
休業等  
に関する法律  
(平成 3  
年法律  
第 110  
号) 第 2  
条の規  
定による育  
児休業の承  
認及び第 3  
条の規  
定による育  
児休業の期  
間の延長の承  
認、第 5 条  
の規  
定による育  
児休業の承  
認の取  
消し、第 10 条  
の規  
定によ

育児短時間勤務の承認、第 11 条の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認及び第 12 条の規定による育児短時間勤務の承認の取消しをすること。

10 臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の分限及び懲戒に関すること。

11 地方公務員法第 26 条の 3 第 1 項に規定する高齢者部分休業の承認、熊本県職員等の高齢者部

分休業に関する条例(平成19年熊本県条例第69号)第5条に規定する承認の取消し及び休業時間の短縮並びに第6条に規定する休業時間の延長の承認をすること。

12 非常勤の嘱託員、調査員、講師その他これらに準ずる者の本人からの中出に基づかない任期途中における解嘱(懲戒に相当するものに限る。)に関すること。

13 地方公務員法第26条の5第1項

規定する自己啓発等休業の承認、同条第 5 項に規定する承認の取消し及び熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例(平成 19 年熊本県条例第 67 号)第 7 条第 3 項に規定する期間の延長の承認をすること。

14 地方公務員法第 28 条の 4 に規定する職員に係る勤務形態、勤務地など勤務内容に関すること。

15 熊本県職員の職務に専念する義務の特例に関

					する条例(昭和 26 年熊本県条例第 71 号)第 2 条の規定による免除をすること(総務部長が別に指定するものを除く。)。
				16 地方公務員法第 38 条の規定による営利企業等の従事制限の許可をすること。 17 職員(所属職員に限る。)の勤務成績の評定を実施すること。	
2 職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関すること。	1 昇格及び昇給の発令に関すること。			1 調整額の発令に関すること。 2 退職手当を支給すること。 3 電子計算組織に係	

					る給与の支出命令に関すること。	
					4 管理職員特別勤務手当の決定に関すること。	
3 行政組織及び職員の定数に関すること。	1 行政機関の設置及び改廃に関すること。 2 職の設置及び改廃並びに職の格付の基準に関すること。				1 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年熊本県人事委員会規則第10号)第3条の規定に基づき、組織の改廃等を人事委員会に通知すること。	
4 副知事の任免に関すること。	1 副知事の任免をすること。					
5 各種委員会委員の任免に関すること。	1 各種委員会委員の任免をすること。					
6 職員の海外派遣研修に関すること。					1 海外派遣研修者の決定に関すること。	
7 行政事				1 内部		

		務の指導及び監査に関すること。		監査事項の決定に関すること。 2 内部監査に基づく事務の改善指導に関するこ と。		
	8 行政手 続法及び 熊本県行 政手続条 例の施行 に係る事 務の指導 及び助言 に関する こと。					
	9 事務能 率に関す ること。					
	10 所管不 明の事務 の配分に に関するこ と。			1 いづ れの部 (公室) 課(セ ンター )に属 するか につい て疑義 のある 事務の 所管部 (公室) 課(セ ンター )の決 定に関 すること。		
	11 外部監 査契約に 基づく監 査に関す ること。					
	12 特別職 報酬等審	1 特別 職報酬		1 公務 災害の	1 軽易 な公務	

		議会、地方公務員災害補償基金、地方公務員災害補償基金支部審査会、公務災害補償認定委員会、公務災害補償審査会、賞じゅつ金等審査委員会及び交通事故損害賠償審査会に関すること。	等審議会に対する諮問に関すること。		認定をすること。	災害の認定をすること。 2 公務災害補償を実施すること。	
	13 人材研修室に関すること。						
	(1) 人材育成に係る調査、企画の立案及び調整に関すること。						
	(2) 職員の研修に関すること。	1 職員研修の基本方針を策定すること。		1 職員研修の実施計画を策定すること。	1 職員研修を実施すること。		
	14 総務部長室に関すること。						
財政課	1 県議会に関すること。						
	2 財政の健全化に係る企画						

		及び調整 に関する こと。					
3	予算に 関すること。	1 熊本 県予算 規則(昭和38 年熊本 県規則 第73号) )第6条 に規定 する予 算編成 方針の 策定に 関する こと。	1 同法 第219 条第2 項に基 づく予 算の報 告及び 公表に 関する こと。	1 同法 第219 条に基 づく予 算の報 告に関 すること。	1 同法 第219 条に基 づく予 算の報 告に関 すること。	2 同規 則第16 条及び 第17条 に規定 する歳 出予算 の配当 に関する こと。	
2	同規 則第13 条に規 定する 予算の 決定を すること。	2 同規 則第26 条に規 定する 予備費 の充用 (課(セ ンター )長專 決事項 に該當 するも のを除 く。)	2 同規 則第26 条に規 定する 予備費 の充用 (課(セ ンター )長專 決事項 に該當 するも のを除 く。)	3 同規 則第26 条に規 定する 100万 円未満 の予備 費の充 用(輕 易なも のに限 る。)に 関する こと。	3 同規 則第26 条に規 定する 100万 円未満 の予備 費の充 用(輕 易なも のに限 る。)に 関する こと。		
3	予算 関係議 案及び 予算関 係報告 書の提 出に関 すること。	3 同規 則第20 条に規 定する 指定事 業の決 定に關 すること。	3 同規 則第20 条に規 定する 指定事 業の決 定に關 すること。	4 同規 則第25 条に規 定する 歳入歳 出予算 科目の 新設に 関する こと。	4 同規 則第25 条に規 定する 歳入歳 出予算 科目の 新設に 関する こと。		
4	地方 自治法 第179 条に基 づく予 算の專 決処分 に関す ること 。	4 同規 則第27 条に規 定する 予算執 行状況 の報告 又は調 査に關 すること。	4 同規 則第27 条に規 定する 予算執 行状況 の報告 又は調 査に關 すること。	5 会計 コード 及び予 算科目 コード の管理 に関す	5 会計 コード 及び予 算科目 コード の管理 に関す		
5	同規 則第21 条に規 定する 特別会 計の彈 力条項 の適用						

		6 に関すること。 6 同規則第29条に規定する繰越明許費及び事故繰越の繰越承認をすること。			ること。	
4	地方譲与税、地方交付税(県分)及び県債に関すること。		1 起債の発行に関すること。 2 普通地方交付税の額の算定に用いる資料の提出に関すること。 3 特別地方交付税の額の算定に用いる資料を提出すること。	1 公募債の消化状況報告に関すること。 2 起債統計報告に関すること。		
5	財政調整基金、災害基金、職員等退職手当基金、県有施設整備基金及び県債管理基金(以下この項において「基金」という。)		1 基金の処分の決定に関すること。 2 基金に属する現金の繰替運用の決定に関すること。			

		)の管理 に関する こと。					
		6 全国自 治宝くじ 事務協議 会及び西 日本宝く じ事務協 議会に関 すること 。	1 協議 会規約 の制定 、改廃 に関す ること 。		1 当せ ん金付 証票の 発売計 画及び 発売許 可の申 請に關 すること	1 協議 会との 連絡調 整に關 すること	
		7 財政事 情の公表 等に関す ること。			1 財政 事情の 作成及 び公表 に關す ること 。 2 地方 自治法 第 233 条第5 項に規 定する 主要な 施策を 説明す る書類 の作成 に關す ること		
		8 出資団 体等の指 導に係る 調整に關 すること 。					
文 書 私 学 局	県 政 情 報 文 書 課	1 文書に 関すること			1 熊本 県行政 文書等 の管理 に關す る条例 (平成 23年熊 本県條 例第11 号) 第 31条の	1 熊本 県行政 文書等 の管理 に關す る条例 第14条 の規定 による 特定歴 史公文 書の保	

				規定による特定歴史公文書の廃棄を行うこと。	存等を行うこと。 2 熊本県行政文書等の管理に関する条例第 15 条から第 18 条までの規定による特定歴史公文書の利用請求に対する決定等を行うこと。	
	2 行政文書等管理委員会に関すること。					
	3 県印、知事印、副知事印及び部（公室）長印の保管その他の公印					

		に関する こと。				
		4 法制に 関する指 導、審査 及び調整 に関する こと。	1 法令 審議会 の審議 員を任 免する こと。			
		5 法規、政 策法務及 び訟務に 関するこ と。				
		6 公告式 及び県公 報に関す ること。				
		7 公益法 人制度に 係る事務 の総括に 関するこ と。				
		8 公益認 定等審議 会に関す ること。				
		9 他課(セ ンター) の所管に 属さない 公益法人 及び公益 信託に関 すること 。				
		10 情報公 開に関す ること。				
		11 個人情 報の保護 に関する こと。				
		12 情報公 開審査会 並びに個 人情報保 護制度審 議会及び 個人情報 保護審査 会に関す				

		ること。				
	13 公立大学法人熊本県立大学に関すること。	1 定款の変更の認可申請に関すること。 2 中期目標の指示に関すること。 3 中期目標期間終了時の検討及び措置に関すること。 4 理事長及び監事の任免に関すること。		1 会計監査人の選任に関すること。		
	14 文書私学局長に関すること。					
私 学 振 興 課	1 私立学校及び宗教法人に関すること。	1 私立学校法(昭和24年法律第270号)第31条の規定により私立の高等学校及び中等教育学校の廃止及び設置者変更を認可すること。認可すること(私立の高等學校及び中等教育学校及び中等教育学校の設置に係るもの	1 学校教育法第4条の規定により私立の高等学校及び中等教育学校の廃止及び設置者変更を認可すること。 2 同法第136条の規定により私立専修学校設置又は私立各種学校設置の勧告及び教育の停	1 私立学校法第31条の規定により学校法人の寄附行為を認可することと(私立の高等学校及び中等教育学校の設置に係るものを除く。) 2 同法第45条	1 宗教法人の規則変更を認証すること。 2 日本私立学校振興・共済事業団に対する学校法人の融資申込みに対して副申を付すること。	

			に限る。)。 2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条の規定により私立の高等学校及び中等教育学校の設置を認可すること。 3 私立学校法第62条の規定により学校法人の解散を命ずること。	止を命ずること。	の規定により学校法人寄附行為の一部変更を認め可すること。 3 学校教育法第4条の規定により私立の中学校、小学校、特別支援学校及び幼稚園の設置、廃止及び設置者変更を認め可すること。 4 同法第130条の規定に基づき、私立専修学校又は私立各種学校の設置、廃止及び設置者変更を認め可すること。 5 私立学校法第26条第2項の規定により学校法	
--	--	--	--	----------	--	--

人が行  
う収益  
事業の  
種類を  
定め、  
これを  
公告す  
ること  
。

6 同法  
第61条  
の規定  
により  
学校法  
人が行  
う収益  
事業の  
停止を  
命ずる  
こと。

7 同法  
第50条  
の規定  
により  
学校法  
人の解散  
の認可又は  
認定を  
すること。

8 同法  
第52条  
の規定  
により  
学校法  
人の合  
併を認  
可する  
こと。

9 私立  
学校振  
興助成  
法（昭  
和50年  
法律第  
61号）  
第10条  
の規定  
に基づ  
く学校  
法人の  
助成に

					関すること。 10 宗教法人の規則を認証すること。 11 宗教法人の合併及び解散を認証すること。		
		2 私立学校審議会に関すること。					
総務税務局	総務事務センター	1 総務事務の集中処理に関すること。			1 総務事務の集中処理の実施方針に関すること。		
		2 職員(熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局、熊本県労働委員会事務局、熊本県有明海区漁業調整委員会及び天草不知火海区漁業調整委員会並びに熊本県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機			1 扶養親族に係る届出の処理をする。 2 通勤手当、住居手当、単身赴任手当及び特地勤務手当に準じる手当の決定に関する。 3 年末調整に係る申告書等の審査		

	関の職員を含む。)の給与の集中処理に関すること。				に関すること。	
3	熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会、熊本県監査委員、熊本県労働委員会、熊本県有明海区漁業調整委員会、天草不知火海区漁業調整委員会、熊本県内水面漁場管理委員会、熊本県収用委員会及び熊本県教育委員会の委員報酬の年末調整に係る申告書等の審査の集中処理に関すること。				1 年末調整に係る申告書等の審査に関すること。	
4	旅費の計算に関すること。					
5	旅費事務に係る電子計算組織を利用して行う旅行申請に係る旅費額の確認事務等旅費(				1 旅費事務に係る電子計算組織で作成された電磁的記録により処理	

	熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局、熊本県労働委員会事務局、熊本県有明海区漁業調整委員会、天草不知火海区漁業調整委員会、熊本県内水面漁場管理委員会及び熊本県収用委員会並びに熊本県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に係るものを含む。)事務の集中処理に関すること。				される支出命令に関すること。 2 熊本県職員等の旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第31号）第31条第3項の規定による旅費の調整（同項の規定の例によるものを含む。）に関すること。
	6 職員（熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局、熊本県労働委員会事務局、熊本県有明海区漁業調整委員会、				

		天草不知 火海区漁業調整委員会及び 熊本県内水面漁場管理委員会並びに 熊本県教育委員会の事務局及び学校以外の教 育機関の職員を含む。)の自家用車による公務出張に する取扱要領(任命権者が知事に協議して定 めるものに限る。)に基づく自家用車の登録に 係る事務の集中処理に関すること。				
	7 地方公務員法第22条第2項の規定により任用された臨時職員(職員の産前休暇及び産後休暇に伴う代替臨時職員(以下「産前産後代替臨時職員」という。)を除く。)又は地方公務				1 賃金及び報酬の支払に関すること。 2 賃金及び報酬に係る年末調整並びに源泉徴収票の発行に関すること。 3 賃金及び報酬に係	

		員法第3条第3項第3号の規定により任用された非常勤職員(いざれも熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局及び熊本県労働委員会事務局並びに熊本県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に任用された者を含み、熊本県内所在公署以外の公署に勤務する者を除く。)の賃金又は報酬並びに社会保険及び労働保険の集中処理に関すること。		住民税の特別徴収に関すること。 4 社会保険資格の得喪等の手続及び保険料の支払に関すること。 5 雇用保険資格の得喪等の手続、保険料の支払及び離職票の発行に関すること。	
	8 地方公務員法第22条第2項の規定により任用された臨時職員(産前産後代替臨時職員に			1 社会保険資格の得喪等の手続及び保険料の支払に関すること。	

	限る。)及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により任用された臨時職員(いざれも熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局及び熊本県労働委員会事務局並びに熊本県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に任用された者を含み、熊本県内所在公署以外の公署に勤務する者を除く。)の社会保険及び労働保険の集中処理に関すること。			2 雇用保険資格の喪失等の手続、保険料の支払及び離職票の発行に関すること。	
9 地方公務員法第28条の4第1項の規定により任用された再任用職員(				1 社会保険資格の喪失等の手續及び保険料の支払に関すること。	

		熊本県選挙管理委員会、熊本県人事委員会事務局、熊本県監査委員事務局及び熊本県労働委員会事務局並びに熊本県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に任用された者を含み、熊本県内所在公署以外の公署に勤務する者を除く。)の社会保険及び雇用保険の集中処理に関すること。		すること。 2 雇用保険資格の得喪等の手続、保険料の支払及び離職票の発行に関すること。	
	10 職員の児童手当に関すること。			1 児童手当法(昭和46年法律第73号)第7条第1項、第8条、第14条及び第17条の規定に基づく児童手当の認定及び支給並びに不正利得の	

					徴収を すること。 2 同法 第 26 条 第 2 項 の規定 に基づ く届出 等を処 理する こと。 3 同法 第 29 条 の規定 に基づ く報告 をする こと。	
11 職員の 子ども手 当に関す ること。					1 子ど も手当 の認定 及び支 給並び に不正 利得の 徴収を すること。 2 子ど も手当 に係る 届出等 の処理 をすること。 3 子ど も手当 の支給 状況に 係る報 告をす ること。	
12 職員厚 生室に関 すること 。						
(1) 職 員の健 康支援 に関す ること				1 職員 の健康 管理事 業の実 施方針	1 職員 の健康 管理事 業の実 施に関	

		。			に 関 す る こ と 。	す る こ と 。	
		(2) 職員の福利厚生に関すること。	1 厚生施設を設置すること。		1 職員の厚生及び保健体育事業を企画すること。 2 厚生施設を管理運営すること。	1 職員の厚生及び保健体育事業を実施すること。 2 厚生施設を管理運営すること。	
		(3) 職員の共済事業及び恩給に関すること。			1 恩給を裁定し、支給すること。		
		13 総務税務局長に関すること。					
管財課	1 公有財産の総括に関すること。	1 公有財産再評価に関する基準を決定すること。 2 用地等価格評価に関する基準を決定すること。 3 県庁附属宿舎の建設を決定すること。 4 公有財産事務運営	1 財産台帳整備に関する方針を決定すること。 2 公有財産評価に関する運用方針を決定すること。 3 公有財産の実態調査に関する方針を決定すること。		1 公有財産再評価調査の審査及び修正の決定をすること。 2 公有財産表を作成すること。 3 公有財産の状況に関する資料又は報告を求めること。		

		の基本的事項を決定すること。				
2 ファシリティマネジメントの推進に関すること。						
3 普通財産の管理及び処分に関すること。	1 議会議決を要する不動産の処分をすること。	1 評価額7,000万円以上の不動産を処分すること（議会議決を要する不動産の処分に係るもの）。	1 評価額1,000万円以上7,000万円未満の不動産を処分すること。 2 普通財産の貸付けをすること。	1 評価額1,000万円未満の不動産を処分すること。 2 普通財産の一時貸付及び普通財産の貸付けのうち電柱類敷地としての貸付け等軽易な貸付けをすること。 3 普通財産の境界を確認すること。	1 評価額1,000万円未満の不動産を処分すること。 2 普通財産の一時貸付及び普通財産の貸付けのうち電柱類敷地としての貸付け等軽易な貸付けをすること。 3 普通財産の境界を確認すること。	
4 県庁舎及び県庁附属宿舎の維持管理に関すること。			1 行政財産の目的外使用を許可すること。 2 事務室の使用の決定をすること	1 行政財産の目的外使用のうち電柱類敷地としての使用等の軽易な使用を許可すること		

				3 代用宿舎借上契約をすること。	すること。 2 宿舎の入退居の許可をする。 3 会議室の使用の許可をする。 4 職員駐車場の使用的の許可をする。 5 火気物品等の使用的の許可をする。	
5 県庁舎及び県庁附属宿舎の電気及び機械の設備の管理に関すること。				1 電話の新設及び移転をする。		
6 県庁舎の保全及び秩序の維持に関すること。		1 熊本県庁舎等管理制度規則(昭和42年熊本県規則第4号)第10条の規定に基づく違反等に対する措置に関すること。	1 同規則第9条の規定に基づく許可に関すること。	1 同規則第9条の規定に基づく許可のうち軽易なものに関すること。		
7 庁用自動車の集中管理に関すること。				1 庁用自動車の配車に関する。		

		8 国有資産等所在市町村交付金の交付に関すること。		1 国有資産等所在市町村交付金の交付に関すること。		
		9 公有建物の災害共済の委託に関すること。		1 公有建物の火災共済委託契約に関すること。	1 公有建物の火災共済追加委託及び一部解除に関すること。	
		10 財産審議会に関すること。				
税務課	1 県税に関すること。	1 熊本県税条例（昭和29年条例第28号）第25条の規定に基づく県税の課税免除をすること（政策審議監及び部内局長専決事項に該当するもの並びに熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の規定による課		1 熊本県税条例第25条の規定に基づく県税の課税免除（収益事業を行わない特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に特定する特定非営利活動法人に係る法人の県民税均等割に関するものに限る。）	1 地方税法第19条の規定に基づく県税及び県税に係る徵収金に関する処分についての不服申立てのうち、事実の認定又は法令の適用に係る不服申立てであって、当該処分が明らかに違法又は不当と認められるものに	

			税免除及び不均一課税を除く。)。		をする こと。 2 県税の減免処分を取り消すこと。 3 地方税法(昭和25年法律第226号)第19条の規定に基づく県税及び県税に係る徴収金に関する処分(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第18条の規定により地方税法に基づく処分とみなされる地方法人特別税に関する処分を含む。以下同じ。)についての不服申立てのうち極	対する 決定又は裁決 をする こと。	
--	--	--	------------------	--	--	-----------------------------	--

				めで重 大又は 異例な もの以 外のも のに対 する決 定又は 裁決を するこ と。		
				4 地方 税法第 742条 第1項 及び第 3項並 びに第 743条 第1項 の規定 に基づ き、県 が固定 資産税 を課す 場合の 償却 資産の 指定及 び価格 等の決 定をす ること 。 5 通告 処分を 行う場 合の合 議に対 する承 認に關 すること。		
	2 地方法 人特別税 に関する こと（収 入調定及 び国への 払込みに 関するこ とに限る					

		。)。 3 税理士 に関する こと。			1 税理 士法(昭和26 年法律第237 号)第2 3条の 規定に より同 法第4 条及び 第24条 の規定 による 欠格条 項又は 登録拒 否事由 に該当 する事 実の認 定及び 通知を するこ と。	
		4 ふるさ とくまも と応援寄 附金に関 すること 。			1 100万 円未満 の寄附 採納の 承諾に 関する こと。	
		5 熊本県 税事務所 及び自動 車税事務 所に関す ること。				
市 町 村 局	市 町 村 行 政 課	1 市町村 その他地 方公共團 体の行政 一般に関 すること 。	1 市町 村の廢 置分合 及び境 界変更 につい て議會 に提案 するこ と。 2 市町 村の廢 置分合	1 市町 村の事務 について、 審査請求 等に対す る裁決、 裁定又は 審決する こと。 2 市町	1 市町 村その 他地方 公共團 体の行 政に関 する指 導、助 言及び 勧告を すること。 2 市町	1 地方 自治法 施行令 (昭和 22年政 令第16 号)第5 条第1 項の規 定に基 づき、 市町村 の廢置

			及び境 界変更 を決定 するこ と。		村の公 平委員 会事務 の受託 につい て議会 に提案 するこ と。		合に 係る事 務の分 界を定 め、又 は承継 すべき 市町村 を指定 するこ と。	
3	町村 を市と し、村 を町と するこ とにつ いて議 会に提 案する こと。		3	市町 村の公 平委員 会事務 の受託 を決定 するこ と。		2	同令 第6条 の規定 に基づ き市町 村の境 界変更 による事 務の承 継に ついて 定める こと。	
4	町村 を市と し、村 を町と するこ とを決 定する こと。		4	一部 事務組 合の規 約の変 更等を 許可す ること		3	地方 自治法 第252 条の17 の11の 規定に よる市 町村等 の条例 の制定 又は改 廃の報 告を受 理する こと。	
5	市町 村の境 界に関 し、争 論があ るとき 地方自 治法第 251条 の2の 規定に よる調 停に付 すること。		5	市町 村の一 部事務 組合の 解散届 を受理 すること。		4	同法 第296 条の5 第2項 の規定 による 財産区 の財産 及び公 の施設 の処分 の協議 すること。	
6	市町 村の境 界が判 明でな い場合 その境 界を決 定する こと。		6	財產 区の監 査を実 施すること。				
7	公有 水面の みに係 る市町 村の境 界変更							

			を決定すること。			5。同法同条例第5項の規定による不均一課税又は賦課の許可に関する事。	
		8 市町村長の臨時代理者を選任すること。					
		9 市町村相互間又は市町村の機関相互間に紛争があるとき自治紛争処理委員の調停に付すること。					
		10 市町村に関する事件について、管理都道府県知事を定めるための協議を行うこと。					
		11 郡の区域の新設、廃止又は変更を決定すること。					
		12 一部事務組合の設立を許可すること。					

	2 市町村合併推進に関すること。					
	3 市町村の土地開発公社に関すること。		1 同法第14条第2項の規定により土地開発公社の定款の変更を認可すること。 2 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第2項の規定により市町村が設立団体となる土地開発公社の設立を認可すること。 3 同法第22条の規定により土地開発公社の解散を認可すること。 4 同法第19条第2項により	1 土地開発公社に関する報告を受理すること。		

4 行政書士に關すること。				1 行政書士法(昭和 26 年法律第 4 号)第 3 条の規定に基づき、指	1 同法第 13 条第 1 項の規定に基づき、指	

					定により行政書士試験を実施すること。	2 同法第16条の2の規定により行政書士会会則の制定又は変更を認可すること。	職員に行政書士の事務所の立入検査をさせること。	2 同法第14条の規定に基づき、行政書士の業務を停止し、又は業務を禁止し、及びこれら处分について聴聞を行うこと。	3 同法第17条の規定に基づき、行政書士の氏名その他の事項及び法令等の違反について行政書士会から報告を受けること。	4 同法第18条の6の規定に基づき、行政書士会
--	--	--	--	--	--------------------	--	-------------------------	--	---	-------------------------

					に對し、報告を求め、又はその業務について勧告すること。	
	5 自衛隊員の募集に関すること。				1 自衛隊員の募集期間及び試験場所を告示すること。 2 自衛隊員募集に関する啓発宣伝計画を策定すること。 3 内閣総理大臣の求めに応じて自衛隊募集に関する資料の提出及び必要な報告をすること。	
	6 地方制度の調査研究に関すること。					
	7 地域振興局に関すること。					
	8 市町村局長に関すること。					

市町村財政課	<p>1 市町村その他地方公共団体の財政一般に関すること。</p>	<p>1 市町村の財政再生計画を総務大臣に進達すること。</p> <p>2 市町村の財政再生計画の協議を総務大臣に進達すること。</p>			<p>1 市町村その他地方公共団体の財政に関する指導、助言及び勧告をすること。</p> <p>2 市町村の財政再生計画の変更計画を総務大臣に進達すること。</p> <p>3 市町村の財政再生計画の変更協議を総務大臣に進達すること。</p> <p>4 市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の概要の公表及びその要旨を総務大臣に報告すること。</p> <p>5 市町村の財政再生計画の</p>	<p>1 市町村から提出された地方交付税及び地方特例交付金の額の算定に関する資料他必要な資料を総務大臣に送付すること。</p> <p>2 地方交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いた資料の検査を実施すること。</p> <p>3 地方債の協議等に関すること。</p> <p>4 国有提供施設等所在市町村助成交付金の額を市町長へ通知すること。</p> <p>5 市町村の財務に関する資料を総務大臣に提出すること。</p>

					実施状況を総務大臣に進達すること。	大臣に提出すること。
6	市町村の財政再生計画完了報告書を総務大臣に進達すること。	6	市町村の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の概要の公表及び当該健全化判断比率等を総務大臣に報告すること。	6	市町村の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の概要の公表及び当該健全化判断比率等を総務大臣に報告すること。	6
7	市町村の地方交付税の額及び地方特例交付金の額の算定の結果を総務大臣に報告すること。	7	市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の実施状況の概要の公表及びその要旨を総務大臣に報告すること。	7	市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の実施状況の概要の公表及びその要旨を総務大臣に報告すること。	7
8	総務大臣が決定し、又は変更した地方交付税の額及び地方特例交付金の額を市町村に通知すること。	8	市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の完了報告書の	8	市町村の財政健全化計画及び公営企業の経営健全化計画の完了報告書の	8
9	地方交付税及び地方特例交付金の交付時期ご					

			概要の公表及びその旨を総務大臣に報告すること。
9	市町村の財政再生計画の軽微な変更に同意し、当該結果を総務大臣に報告すること。		
10	地方交付税及び地方特例交付金の超過交付額を国に還付させること。	10	地方債同意基準等について通知すること。
11	市町村の基準財政需要額又は基準財政収入額に加算し又は減額すべき額及び市町村の増減収見込額に加算し又は減額すべき額を総務大臣に報告し、市町村に通知すること。		
12	錯誤により生じた		

地方交付税又は地方特例交付金の超過交付分について、返還させるべき額を総務大臣に報告し、及びその返還の方法について市町村の意見を聞くこと。

13 地方交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いた資料の検査結果を総務大臣に報告すること。

14 地方債の同意等予定額通知に伴う同意予定額及び許可予定額を決定すること。

15 地方債の起債予定

額を総務大臣に提出すること。

16 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第28条第1項の規定に基づき、地方公営企業法第40条の3第2項に定める地方公営企業の経営に関する事項を総務大臣に報告すること。

17 同令第28条第2項の規定に定める事項を総務大臣に報告すること。

18 固定資産の価格等の修正に係る勧告を行うこと。

19 固定

				資産の評価及び価格等の配分を行うこと。 20 固定資産の価格等の概要調書を取りまとめ、作成し、送付すること。 21 市町村の固定資産平均価額を算定すること。		
2 市町村振興資金に関すること。	1 熊本県市町村振興資金貸付要項第 2 条の規定により資金の貸付け枠を定めること。	1 熊本県市町村振興資金貸付要項第 2 条の規定により資金の貸付け枠を定めること。	1 同要項第 6 条の規定により貸付けの内定をする。 2 同要項第 7 条の規定により事業の変更、中止又は廃止を承認すること。 3 同要項第 8 条の規定により貸付けの内定を取り消す。	1 同要項第 10 条第 1 項の規定により貸付けの決定をする。 2 同要項第 10 条第 2 項の規定により資金の借用証書及び請求書を受理すること。 3 同要項第 11 条の規定により事業実績報		

				こと。 4 同要項第13条の規定による貸付金の全部又は一部の繰上償還に関すること。	告書を受理すること。 4 同要項第12条の規定により借入市町村に対し関係資料の提出を求め、又は実地に検査すること。	
	3 固定資産評価審議会に関すること。					
消防保安課	1 消防に関すること。	1 消防組織法(昭和22年法律第226号)第29条の規定による消防施設の強化拡充の助成をすること。		1 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の規定による消防設備士免状を交付すること。 2 同法第22条第1項及び第		

			2 同法 第43条 の規定 により 非常事 態の場 合にお いて市 町村長等 に対 し、災 害防衛 の措置 に關し 、必要 な指示 をす ること。  3 同法 第44条 の規定 により 緊急消 防援助 隊を派 遣要請 するこ と。	2 消防 組織法 第29条 の規定 による 市町村 相互間 の連絡 協調及 び消防 職員の 人事交 流のあ っ旋に 関する こと。  3 同法 第29条 の規定 による 指導(課 (セ ンター )長專 決事項 に該當 するも のを除 く。) に關す ること . 4 同法 第29条 の規定 による 消防思 想の普 及宣傳 に關す ること . 5 同法 第29条 の規定 による 消防に 関する 市街地 の等級 化に關 すること (消	2 項の 規定に よる火 災気象 による 市町村 長に通 報する こと。  3 消防 組織法 第29条 の規定 による 消防統 計及び 消防情 報に關 すること。  4 同法 第29条 の規定 による 消防の 用に供 する設 備、機 械器具 及び資 材の性 能試驗 に關す ること . 5 同法 第29条 の規定 による 市町村 消防計 画の作 成の指 導を行 うこと . 6 消防 法施行 令(昭和 36年政 令第37 号)	
--	--	--	---	---	---	--

				<p>防 庁 長 官 が 指 定 す る 市 に 係 る も の を 除 く . )。</p> <p>6 同 法 第 38 条 の 规 定 に よ る 勧 告 、 指 導 及 び 助 言 を す る こ と。</p> <p>7 熊 本 県 消 防 表 彰 规 程 ( 昭 和 55 年 熊 本 県 告 示 第 176 号 ) に よ り 消 防 職 員 、 消 防 团 員 及 び 消 防 機 関 等 を 表 彰 す る こ と。</p>	<p>第 3 条 の 规 定 に よ る 防 火 管 理 者 講 習 会 を 実 施 す る こ と。 。</p>	
2 危 险 物 の 規 制 に 関 す る こ と。				<p>1 消 防 法 第 11 条 第 1 項 の 规 定 に よ る 危 险 物 の 製 造 所 等 の 設 置 及 び 変 更 を 许 可 す る こ と。</p> <p>2 同 法 第 13 条 の 3 第 3 項 の 规 定 に よ る 危 险 物 取 扱</p>	<p>1 同 法 第 11 条 第 5 項 及 び 第 11 条 の 2 第 1 項 の 规 定 に よ る 危 险 物 の 製 造 所 等 の 完 成 檢 查 及 び 完 成 檢 查 前 檢 查 を す る こ と。 。</p> <p>2 同 法 第 13 条</p>	

				者試験を実施すること。	の2第3項の規定による危険物取扱者免状を交付すること。	
	3 消防学校に関すること。			1 消防組織法第29条の規定による消防職員及び消防団員の教養訓練に関すること。 2 消防学校学生の募集に関すること。		
	4 電気(他課所掌のものを除く。)、ガス及び鉄砲火薬類に関すること。			1 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第20条第1項ただし書の規定により指定完成検査機関の指定をすること。 2 同法第31条第2項の規定により製造保安責任	1 高圧ガス保安法の規定による高圧ガスの製造又は貯蔵所の設置の許可をすること。 2 同法の規定による完成検査、保安検査又は輸入高压ガスの検査を行うこと。	







による  
火薬庫  
設置の  
許可及  
び火薬  
類の貯  
蔵に係  
る指示  
をすること。

19 同法  
第 31 条  
の規定  
により  
保安責  
任者免  
状を交  
付する  
こと。

20 電気  
用品安  
全法(昭  
和 36 年  
法律第 234  
号)第 4  
5 条及  
び第 46  
条の規  
定によ  
る電気  
用品販  
売事業  
者の立  
入検査  
等をす  
ること。

21 ガス  
事業法(昭  
和 29 年  
法律第 51  
号)第 46  
条及  
び第 47  
条の規  
定によ  
るガス  
用品販  
売事業  
店の取  
締りを

企画振興部	企画課					すること。	
		22 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和 45 年法律第 96 号）の規定による電気工事業者の登録をすること。					
		23 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）第 4 条第 2 項の規定により電気工事士免状を交付すること。					
		5 防災消防航空センターに関すること。					
		1 県の政策及び施策の総合的な企画、総合調整及び調査研究に関すること。					
		2 県政運営の基本方針の策定及び進行管理に					

		関するこ と。					
		3 知事会 等に関す ること。					
		4 地方分 権に関す ること。					
		5 東京事 務所に関 すること 。					
		6 企画振 興部長室 に関する こと。					
地域 ・ 文化 振興 局	地 域 振 興 課	1 地域の 振興に係 る施策の 企画、総 合調整及 び推進に 関すること。					
		2 過疎地 域の振興 その他地 域開発の 調査、企 画及び調 整に関す ること。					
		3 離島振 興、半島 振興及び 山村振興 の調査、 企画及び 調整に関 すること 。					
		4 土地基 本法(平 成元年法 律第 84 号 )の施 行に 関する こと。					
		5 国土利 用計画法 (昭和 49 年法律第	1 同法 第 7 条 の規定 に基づ		1 同法 第 27 条 の 2 の 規定に		

		92号)の施行に關すること。	く国土利用計画(県計画)を策定すること。 2 同法第9条の規定に基づく土地利用基本計画を策定すること。 3 同法第27条の3の規定に基づく注視区域及び同法第27条の6の規定に基づく監視区域の指定等をすること。	基づく助言をすること。 2 同法第28条の規定に基づく遊休土地である旨の通知をすること。		
		6 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)の施行に關すること。		1 同法第41条の規定に基づく不動産鑑定業者に対する監督处分をすること。 2 同法第24条の規定に基づく不動産鑑定業者の		

				登録を するこ と。		
	7 國土調 査法（昭 和 26 年法 律第 180 号）に基 づく土地 分類調査 に関する こと。					
	8 国土利 用計画審 議会及び 土地利用 審査会に に関するこ と。					
	9 熊本都 市圏の振 興に係る 施策の調 整に関する こと。					
	10 熊本都 市圏整備 に係る施 策の企画 、調整及 び推進に に関するこ と。					
	11 地域・ 文化振興 局長に關 すること 。					
文化企 画課	1 文化行 政の振興 に係る施 策の企画 、調整及 び推進に に関するこ と。					
	2 文化関 係団体に 關於するこ と（教育 委員会の 所管に属					

		するもの を除く。) 。					
		3 県立劇 場に關す ること。					
		4 文化・世 界遺産推 進室に關 すること 。					
		(1) く まもと 文化に 係る施 策の企 画、調 整及び 推進に 関する こと。					
		(2) 世 界遺産 登録推 進に關 すること。					
	川 辺 川 ダ ム 総 合 対 策 課	1 川辺川 ダムに係 る総合的 な対策の 企画及び 調整に關 すること 。					
		2 球磨川 流域の環 境保全・ 改善対策 等に係る 総合調整 に關する こと。					
		3 五木・相 良地域振 興計画の 推進に係 る総合調 整に關す ること。					
交 通	交 通	1 総合交 通対策に				1 熊本 県高齢	

政 策 ・ 情 報 局	政 策 課	関するこ と。					
		2 交 通 結 節 抛 点 の 開 発 促 進 に 関 す る こ と。					
		3 高 速 自 動 車 道 の 建 設 促 進 及 び 連 絡 調 整 に 関 す る こ と (道 路 整 備 課 の 分 掌 事 務 に 係 る も の を 除 く。) 。					
		4 鉄 道 及 び 地 方 バ ス の 整 備 促 進 に 関 す る こ と 。					
		5 肥 薩 お れ んじ 鉄 道 株 式 会 社 に よ る 鉄 道 輸 送					

		の確保対策に関すること。					
	6 有明海自動車航送船組合に関すること。			1 有明海自動車航送船組合議会議員の推薦をすること。			
	7 熊本空港の拡充整備に関すること。						
	8 航空路線の振興に関すること。						
	9 交通政策・情報局長に関すること。						
情報企画課	1 高度情報化社会に対応する施策の企画、調整及び推進に関すること。						
	2 行政情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。						
統計調査課	1 統計法(平成19年法律第53号)及び熊本県統計調査条例(昭和30年熊本県条例第19号)に基づく調	1 同条例に基づく統計調査を指定すること。		1 同条例に基づく統計調査の実施要綱を決定すること。 2 同条例に基づく統計調査の実施要綱を決定すること。	1 同法に基づく統計調査、同条例に基づく統計調査、その他の統計調査の実施要綱を決定すること。		

		査(他課所掌のものを除く。)に関すること。		づく統计調査の結果の公表を行うこと。 3 同法及び同条例に基づく調査員の任免を行うこと。	実施計画をすること。 2 同法及び同条例に基づく調査員の任免を行うこと。 3 同法に基づく統計調査の月例報告及び四半期報告をすること。 4 統計年鑑等の編さん及び各種統計資料を配布すること。	
		2 県勢の調査に関すること。				
健康福祉部	健康福祉政策課	1 保健医療福祉施策の企画、調整及び推進に関すること。				
		2 福祉事務所、保健所、福祉総合相談所、保健環境科学研究所及び総合福祉センターに関すること。				

		すること。				
	3	社会福祉審議会に関すること。				
	4	保健、福祉の情報企画に関すること。				
	5	健康福祉分野の研修の企画及び調整に関すること。				
	6	災害救助に関すること。		1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第7条第1項及び第9条の規定による費用の負担の決定並びに同法第11条第1項の規定による貸付の決定をすること。		
	7	福祉のまちづくり室に関すること。				
	(1)	地域福祉の推進				

			に関すること。				
		(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)の施行に関すること(他課の分掌事務に係るものを除く。)。	1 同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第39条の3及び第39条の4の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。 3 同法第56条第3項の規定による社会福祉法人の業務停止を命じ、又は役員の解職を勧告すること。 4 同法第56条第4項の規定による社会福祉法人の解散を命ずること。 5 同法第57条の規定による社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停止を命ずること。 6 同法第72条の規	1 同法第20条の規定による指導監督に関すること。 2 同法第56条第1項の規定による社会福祉法人の業務の検査等を行うこと。 3 同法第56条第2項の規定による社会福祉法人に対する措置命令を行ふこと。 4 同法第58条の規定による社会福祉法人に対する助成を行い、その結果を監督すること。 5 同法第71条の規定による	1 同法第21条の規定による関係職員の訓練に関すること。 2 同法第56条第1項の規定による社会福祉法人の業務の検査等を行うこと。		

				定による施設経営を制限、停止し又は許可若しくは認可を取り消すこと。	社会福祉施設に関する必要な措置を命ずること。		
		(3) 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例に基づく施策の企画及び調整に関すること。					
		(4) ユニバーサルデザインの推進に関すること。					
		(5) 民生委員に関すること。					
		(6) 地域福祉基金に関すること。					
		8 健康福祉部長室に関すること。					
健康	1 健康危機管理に						

危機管理課	関すること。					
1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第31条第1項の規定により生活の用に供される水の使用若しくは給水を制限し、又は禁止を命ずること。	1 同法第14条第1項の規定により指定届出機関を指定し、同法第5項の規定により指定届出機関の指定を取り消すこと。					
2 同法第32条第1項の規定により建物への立ち入りを制限し、又は禁止すること及び同法第2項の規定による感染症のまん延防止のために必要な措置を講ずること。	2 同法第21条の規定により患者を移送すること。					
3 同法第33条の規定により交通を制限し、又は遮断すること。	3 同法第38条第2項の規定により第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関を指定すること並びに同法第9項の規定により指定を取					
4 同法第50条第1項の規定						

- により同法第 27 条から同法第 33 条まで及び同法第 35 条第 1 項に規定する措置を実施し、又は実施させること。
- り消すこと。  
4 同法第 40 条第 2 項の規定により費用を支払うこと及び同法第 3 項の規定により診療報酬の額の決定をすること。  
5 同法第 43 条の規定により報告を求め、検査させること及び診療報酬の支払いの一時差し止めに關すること。  
6 同法第 45 条第 1 項の規定により健康診断を勧告し、同法第 2 項の規定により健康診断を行わせること。  
7 同法

第 46 条  
第 1 項  
の規定  
により  
入院を  
勧告し  
、同条  
第 2 項  
及び第  
3 項の  
規定に  
より入  
院させ  
、同条  
第 4 項  
の規定  
により  
入院の  
期間を  
延長す  
ること  
。

8 同法  
第 47 条  
の規定  
により  
新感染  
症の所  
見があ  
る者を  
移送す  
ること  
。

9 同法  
第 48 条  
第 4 項  
の規定  
により  
新感染  
症に係  
る確認  
をすること。

10 同法  
第 53 条  
の 2 第 3  
項の規  
定によ  
り保健  
所を設  
置する  
市の健  
康診断

				について指示すること。 11 同法第 53 条の 13 の規定により精密検査を行うために医療機関と委託契約を締結すること。		
3 予防接種に關すること。				1 予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 3 条の規定による定期予防接種の指示をすること。	1 同法第 6 条の規定により臨時予防接種を実施し、又は市町村長に接種の指示をすること。	
4 結核の診査に関する協議会及び感染症の診査に関する協議会に関すること。						
5 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例(平成 16 年熊本県条例第						

		13号)に基づく事務に係る調整等に関すること。					
	6	食品衛生に関すること。		1 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第25条の規定により製品検査をすること。 2 同法第58条の規定により食中毒患者等の報告をすること。	1 食品衛生監視員等関係法令に定める身分を証する証票を発行すること。		
	7	ふぐ取締に関すること。		1 熊本県ふぐ取扱条例(昭和33年熊本県条例第27号)第8条の規定によりふぐ処理師試験を実施すること。 2 同条例第13条の規定によりふぐ処理師の免許又は登録を取り消す	1 同条例第5条の規定によりふぐ処理師の免許を与えること。 2 同条例第7条の規定により免許証の書換えをすること。 3 同条例第9条の規定によりふぐ処理所を登録		

				こと。	し、又は第10条の規定により登録証を交付すること。	
8 製菓衛生師に関すること。				<p>1 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により製菓衛生師試験を実施すること。</p> <p>2 同法第7条の規定により製菓衛生師を登録すること。</p> <p>3 同法第8条の規定により免許を取り消すこと。</p>	<p>1 同法第3条の規定により製菓衛生師の免許を与えること。</p> <p>2 製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）第3条の規定による名簿の訂正又は同令第5条の規定による免許証の書換交付をすること。</p> <p>3 同令第4条の規定により製菓衛生師の登録を取り消すこと。</p> <p>4 同令第6条の規定により免許証</p>	

						を再交付すること。	
	9 と畜場及び化製場等に関すること。		1 と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条の規定によりと畜場の設置を許可すること。 2 同法第18条の規定によりと畜場設置の許可を取り消すこと。 3 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第3条の規定による死亡獣畜取扱場設置を許可すること。 4 同法第7条の規定により死亡獣畜取扱場設置の許可を取り消すこと。				
	10 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。		1 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第3条の規定により食鳥処理の事業(同法	1 同法第3条の規定により食鳥処理の事業(同法第16条に規定する認定小規模食鳥処理	1 同法第6条第3項の規定による食鳥処理の事業(同法第4条第1号から第3号までに規定する認定小規模食鳥処理		

				第16条に規定する認定小規模食鳥処理事業を除く。)の許可をすること。	事業に限る。)の許可をする。)	を受理すること。	
				2 同法第8条の規定により許可を取消し、又は期間を定めて事業(同法第16条に規定する認定小規模食鳥処理事業を除く。)の全部若しくは一部の停止を命ずること。	2 同法第6条第1項の規定により処理場の構造又は設備の変更の許可をすること。	2 同法第7条第2項の規定による承継届出を受理すること。	
				3 同法第9条の規定により施設(同法第16条に規定する認定小規模食鳥処理事業に係る施設を除く。)の整備改善を命じ、若しくは改善を行う間、施設の全部若しくは一部の使用を禁止し、又は許可を取り消し、若しくは期間を定めて当	3 同法第8条の規定により許可を取消し、又は期間を定めて事業(同法第16条に規定する認定小規模食鳥処理事業を除く。)の全部若しくは一部の停止を命ずること。	3 同法第12条第6項の規定による食鳥衛生管理者の設置の届出又は変更の届出を受理すること。	
					4 同法第9条の規定により施設(同法第16条に規定する認定小規模食鳥処理事業に限る。)の全部若しくは一部の停止を命ずること。	4 同法第14条の規定による休廃止等の届出を受理すること。	
					5 同法第16条第1項及び第2項の規定により確認規定又はその変更の認定をすること。		
					6 同法第16条第7項		

				該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。	食鳥処理事業に係る施設に限る。)の整備改善を命じ、若しくは改善を行う間、施設の全部若しくは一部の使用を禁止し、又は許可を取り消し、若しくは期間を定めて当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。	の規定により確認の状況の報告を受理すること。
4	同法第21条第1項の規定による指定検査機関に食鳥検査を委任すること。				7 同法第16条第8項の規定により認規定の廃止届出を受理し、その効力を失う日を定めること。	
5				5 同法第13条の規定により食鳥業者に対し、食鳥衛生管理者の解任を命ずること。		
6				6 同法第16条第6項の規定により		

				認定小規 模食鳥處 理事業者 に対し、食 鳥処理衛生 管理者の解 任を命ずるこ と。 7 同法第39条 の規定によ り食鳥検査等 を実施する職 員の指定を行 うこと。		
11 狂犬病 の予防に 関すること。		1 狂犬病 予防法(昭和25年 法律第247号)第 10条の規 定により 狂犬病発 生時必要と 認めめた 場合のけ い留命令 をすること。 2 同法第 13条の規 定による 臨時の予 防注射の 実施に関 すること。 3 同法第 15条の規 定により 狂犬病発 生時にお ける移動 を制限す ること。	1 同法第18条 の規定によ りけい留 されてい ない犬を抑 留すること。 2 犬捕 獲人の指 定に関す ること。			

			4 同法第18条の2の規定によりけい留されていない犬を薬殺すること。 5 犬抑留所又は犬焼却場を設置すること。				
		12 動物の愛護及び管理に関すること。		1 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第4条の規定による動物愛護週間の実施に関すること。	1 同法第18条の規定による犬及びねこの引取りに関すること。 2 同法第19条の規定による負傷動物等の収容に関すること。		
		13 食肉衛生検査所及び動物管理センターに関すること。					
長寿社会局	高齢者支援課	1 高齢者福祉の支援に係る施策の企画・調整に関すること。					
		2 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の施行に関する事。		1 同法第15条第4項の規定による養護老人ホーム又は	1 同法第18条第1項の規定による老人居	1 同法第6条の2第2項の規定に基づき、	課長補佐(業)

		ること。	特別養護老人ホームの設置を認可すること。 2 同法第16条第3項の規定による社会福祉法人の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止、入所定員の増減の認可に関すること。 3 同法第19条第1項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は認可を取り消すこと。	生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センター及び同条項による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに係る立入り検査等をすること。	市町村へ助言を行うこと。 2 同法第29条第7項の規定に基づき、老人ホームの運営に報酬を認め、又は職員による質問、検査を行うこと。 2 同法第18条の2第2項の規定による老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの事業の制限	支援事業の開始届出を受理すること。 2 同法第14条の2の規定による老人居宅支援事業更の届出を受理すること。 3 同法第14条の3の規定による老人居宅支援事業の廃止又は休止の届出を受理すること。 4 同法第15条第2項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの設置の届出を受理するこ	務の担当を命ぜられた者を除く。)
--	--	------	---	--	--	---	------------------

					又は停 止を命 ずること。 3 同法 第 29 条 第 9 項 の規定 による 有料老 人ホーム の改 善に必 要な措 置を命 ずること。	と。 5 同法 第 15 条 第 3 項 の規定 による 養護老 人ホーム 又は特 別老人 ホーム の設置 の届出 を受 理する こと。 6 同法 第 15 条 の 2 の 規定に より変 更届出 を受 理する こと。 7 同法 第 16 条 第 1 項 の規定 によ る老人 デイサ ービスセ ンター、 老人短 期入施 設又は老 人介護セ ンターの 廃止又は 休止の届 出を受 理する こと。 8 同法 第 16 条 第 2 項 の規定 によ る	
--	--	--	--	--	---	---	--

					養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、休止、定員の増減の届出を受理すること。	
					9 同法第29条第1項、第2項及び第3項の規定による有料老人ホームの設置等の届出を受理すること。	
3 社会福祉法の施行に関すること(老人福祉法に規定する老人福祉施設を経営する事業等に関することに限る。)。	1 同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第39条の3及び第39条の4の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。 3 同法第56条第3項の規定による社会福祉法人の業務	1 同法第20条の規定による指定監督に関すること。 2 同法第56条第1項の規定による社会福祉法人の業務の検査等を行うこと。 3 同法第56条第2項の規定	1 同法第21条の規定による関係職員の訓練に関すること。 2 同法第70条の規定に基づき、社会福祉事業を経営する者に対する調査等を行うこと。	1 同法第59条第1項の規定による社会福祉法人の事業等の報告を受けること。 2 同法第62条第1項及び第63条第1項の規定による社会福祉施設の届出を課長補佐(業務の担当を命ぜられた者を除く。)		

			停止を命じ、又は役員の解職を勧告すること。 4 同法第56条第4項の規定による社会福祉法人の解散を命ずること。	による社会福祉法人に対する措置命令を行うこと。 4 同法第58条の規定による社会福祉法人に対する助成を行い、その結果を監督すること。		受理すること。 3 同法第64条の規定による社会福祉施設の設置の廃止の届出を受理すること。
	4 高齢者の生きがい及び生活支援に関すること。					
	5 介護保険法(平	1 同法第94条第1	1 同法第76条	1 同法第24条	1 同法第75条	課長

		成9年法律第123号)の施行に関すること(認知症対策・地域ケア推進課が所掌する事務を除く。)。	項の規定による介護老人保健施設の開設の許可をすること。 2 同法第92条、第104条及び第114条の規定による介護老人福祉施設等の許可の取消し又は効力の停止に関すること。 3 同法第115条の35第6項の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の取消し等に関すること(同法第8条第22項の規定による介護保健施設に係るものに限る)。	の2、第83条の2、第91条の2、第103条、第113条の2及び第114条の規定による介護老人福祉施設等の許可の取消し又は効力の停止に関すること。 2 同法第77条、第84条及び第115条の9 3 同法第94条第2項の規定による介護老人福祉施設の入所定	の規定による報告若しくは記録の提示等を命じ、又は職員に質問させること。 2 同法第70条、第79条、第86条、第107条及び第115条の2の規定による指定居宅サービス事業者等を指定すること。 3 同法第70条の2、第79条の2、第86条の2、第107条の2及び第115条の10の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の更新をすること。 4 同法第75条	、第82条、第89条、第111条及び第115条の5の規定による指定期宅サービス事業者等の指定事項に係る変更届出に関すること。 2 同法第99条の規定による介護老人保健施設の変更の届出に関すること。 3 同法第115条の32第2項の規定による指定居宅サービス事業者等の業務管理体制に関する届出を受けること。 4 同法第115条の32第3項	補佐(業務の担当を命ぜられた者を除く。)
--	--	---	---	--	--	---	----------------------

				員その他厚生労働省令で定める事項の変更許可をすること。 4 同法第101条の規定による介護老人保健施設に対する施設整備の改善命令をすること。	の2、第78条の6第2項、第82条の2、第89条の2、第99条の2、第111条の2、第115条の6及び第115条の26第2項の規定による指定居宅サービス事業者等に対する連絡調整及び助言等の支援すること。	の規定による指定居宅サービス事業者等の業務管理制度に関する変更届出を受理すること。
				5 同法第102条の規定による介護老人保健施設の管理者の変更命令に関すること。	5 同法第76条、第83条、第90条、第112条及び第115条の7の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告、質問又は検査等に関すること。	
				6 同法第115条の35第6項の規定による居住者サービス事業者等の指定の取消し等に関すること（同法第8条第2	6 同法第78条	

				2 項の規定による介護保健施設に係るもの(を除く。)。	の 2 の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の届出の受理及び市町村長への助言又は勧告をすること。	
7	同法第 115 条の 36 の規定による指定調査機関を指定すること。	7	同法第 91 条及び第 113 条の規定による指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の指定の辞退に関すること。			
8	同法第 115 条の 41 の規定による指定調査機関の休止又は廃止を許可すること。	8	同法第 94 条の 2 の規定による介護老人保健施設の開設許可の更新をすること。			
9	同法第 115 条の 42 の規定による指定情報公表センターを指定すること。	9	同法第 95 条の規定による介護老人保健施設の開設許可の更新をすること。			

施設の  
管理者  
を承認  
するこ  
と。

10 同法  
第 100  
条の規  
定によ  
る介護  
老人保  
健施設  
に対す  
る質問  
、検査  
等に関  
すること。

11 同法  
第 115  
条の 33  
の規定  
による  
指定居  
宅サー  
ビス事  
業者の  
業務管  
理体制  
の整備  
に関し  
て立入  
り検査  
等を行  
うこと  
。

12 同法  
第 115  
条の 35  
第 1 項  
から第  
3 項の  
規定に  
よる介  
護サー  
ビス情  
報の調  
査、公  
表に関  
すること。

13 同法  
第 115

					条の35 第4項 の規定 による 介護サ ービス 事業者 に対し て情報 の報告 等を命 ずること。 14 同法 第115 条の35 第5項 及び第 7項の 規定に による市 町村長 へ通知 すること。 15 同法 第115 条の40 の規定 による 指定調 査機関 に対す る立入 り検査 等を行 うこと。 。	
	6 その他 介護保険 の推進に 関するこ と（認知 症対策・ 地域ケア 推進課が 所掌する 事務を除 く。）。					
	7 高齢者 の居住の 安定確保 に関する					

		法律(平成13年法律第26号)の施行に関すること(高齢者の福祉に関する限ること)。					
	8 長寿社会局長に関すること。						
認知症対策・地域ケア推進課	1 認知症対策に関すること。						
	2 地域ケア体制の構築に関すること。						
	3 地域支援事業及び地域包括支援センターに関すること。						
	4 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)の施行に関すること。						
	5 介護保険法を施行する市町村の支援に関すること。						
	6 介護保険審査会に関する						

		こと。 7 介護支援専門員に関すること。		1 同法第69条の38第2項の規定による介護支援専門員に指示をし、研修を命ずること。 2 同法第69条の38第3項の規定による介護支援専門員としての業務を行うことを禁止すること。 3 同法第69条の39の規定による介護支援専門員の登録を消除すること。	1 同法第69条の2及び第69条の3の規定による介護支援専門員の登録及び登録の移転を行うこと。 2 同法第69条の38第1項の規定による介護支援専門員に報告求めること。	1 同法第69条の4の規定による介護支援専門員の登録事項の変更の届出を受理すること。 2 同法第69条の38第1項の規定による介護支援専門員に報告求めること。	課長補佐(業務の担当を命ぜられた者を除く。)
		8 その他 介護保険 の推進に 関すること。					
社会福祉課	1 生活保護法(昭和25年法律第144号)の施行に関すること。		1 同法第41条第3項の規定による保護施設の設置の認可をする	1 同法第23条第1項の規定による事務監査をする	1 非指定医療機関の診療報酬額の審査決定に関すること。		

			こと。	すること。 2 同法第43条の規定による保護施設の指導をすること。 3 同法第44条の規定による保護施設に係る立入検査等をすること。 4 同法第51条(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定により指定医療機関等の指定を取り消すこと。 5 同法第53条(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定による医療費の審査をすること。	すること。 2 同法第49条(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定により医療機関等を指定すること。 3 同法第54条の2第1項の規定により介護機関を指定すること。 4 同法第51条(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定により指定医療機関等の指定を取り消すこと。 5 同法第53条(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定による医療費の審査をすること。	すること。
--	--	--	-----	--	---	-------

と。  
6 同法  
第53条  
第4項(同法第  
55条に  
おいて  
準用す  
る場合  
を含む。)の規  
定によ  
る医療  
費の支  
払に  
関する事  
務を委  
託する  
こと。

7 同法  
第54条  
の2第4  
項の規  
定によ  
る介護  
給付費  
の審査  
決定及  
び支払  
に  
関する事  
務を委  
託する  
こと。

8 同法  
第54条  
の2第4  
項の規  
定によ  
り指定  
介護機  
関の指  
定を取  
り消す  
こと。

9 同法  
第64条  
の規定  
によ  
る不服  
申立の受  
理及び  
裁決を

				するこ と。 10 同法 第73条 第1号、 第2号 及び第 3号に よる県 費負担 金の交 付決定 をすること。		
	2 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。					
	3 未帰還者及び未帰還者留守家族等の援護に関すること。			1 未帰還者の死亡(戦時死亡宣告を含む。)公報発行を決定すること。 2 未帰還者留守家族等援護法(昭和28年法律第161号)による諸給与金の支給を決定すること。 3 未帰還者に関する特別措置法(昭和34年法律第7号)による	1 未帰還者の調査研究すること。	

				弔慰料の支給を決定すること。 4 同法による戦時死亡宣告の審判を申し立てること。		
4 旧陸海軍の旧軍人旧軍属等及び戦没者遺族援護に關すること。				1 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の規定による療養給付等を認定すること。 2 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）の規定による裁定をすること。 3 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）の	1 恩給法（大正12年法律第48号）による旧軍関係者の恩給請求書の調査及び進達をすること。 2 旧陸軍の軍人、準軍人又は旧軍属の履歴の証明書を発行すること。 3 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による障害年金、障害一時金、遺族年金、	

				規定による裁定をすること。	遺族給与金、弔慰金、遺族一時金等の請求書の調査又は進達をすること。	
				4 戦没者の方の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)の規定による裁定をすること。	4 戦没者等の妻に対する特別給付金等国庫債券の担保生業貸付又は買上適格者内の内定又は内申をすること。	
				5 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)の規定による裁定をすること。	5 戰傷病者特別援護法による戦傷病者手帳又は戦傷病者乗車券引換証を交付すること。	
				6 旧軍人又は旧軍属の死没者に対する叙位叙勲の進達又は勲記勲章等の交付をすること。	6 受給権調査に関すること。	
	5 引揚者援護に關すること			1 引揚者等に対する	1 引揚者国庫債券の	

	。			<p>特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）等の規定による認定をすること。</p> <p>2 引揚者援護住宅の管理に関すること。</p>	<p>担保生業資金貸付適格者の内定及び内申をすること。</p> <p>2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定による支援給付の実施決定等に関すること。</p>	
6 社会福祉法の施行すること（同法に規定する生計困難者のための事業にすることに限る。）。			<p>1 同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。</p> <p>2 同法第39条の3及び第39条の4の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。</p> <p>3 同法第56条第3項の規定による社</p>	<p>1 同法第20条の規定による指定監督に関すること。</p> <p>2 同法第56条第1項の規定による社会福祉法人の業務の検査等を行うこと。</p> <p>3 同法第56条</p>	<p>1 同法第21条の規定による関係職員の訓練に関すること。</p>	

			会福祉法人の業務停止を命じ、又は役員の解職を勧告すること。 4 同法第56条第4項の規定による社会福祉法人の解散を命ずること。 5 同法第57条の規定による社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停止を命ずること。 6 同法第62条第2項の規定による施設設置の許可をすること。 7 同法第72条の規定による施設経営を制限、停止し又は許可若しくは認可を取り消すこと。	第2項の規定による社会福祉法人に対する措置命令を行うこと。 4 同法第58条の規定による社会福祉法人に対する助成を行い、その結果を監督すること。 5 同法第63条第2項の規定による社会福祉施設設置の変更を許可すること。 6 同法第71条の規定による社会福祉施設に必要な措置を命ずること。	
7 社会福祉法人及び社会福祉事業を経営する者の施設					

		に係る指導監査及びその総合調整に関すること。					
		8 介護保険法第90条の規定による報告等に関すること(定期の検査に限る。)。					
		9 介護保険法第24条、第76条、第83条及び第115条の7の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告等に関すること(介護老人福祉施設に隣接する事業所に限る。)。					
		10 障害者自立支援法第81条第1項の規定による障害福祉サービス事業等に係る立入検査等に関すること(障害者支援施設に隣接する事業所の定期の検査に限る。)					

		。				
		11 生活困窮者に係る施策の調整に関すること。				
		12 矯正施設退所者の福祉的支援に関すること。				
子ども・障がい福祉局	子ども未来課	1 少子化対策の推進に関すること。				
		2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関すること（子ども家庭福祉課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。）。	1 同法第35条の規定による児童福祉施設の設置の認可等を行うこと。 2 同法第58条の規定による施設の設置認可を取り消すこと。	1 同法第46条の規定による報告の徴収等を行うこと。 2 同法第59条の規定による無認可施設の立入検査等を行うこと。	1 同法第18条の8から第18条の16までの規定による保育士試験に関すること。 2 同法第18条の18から第18条の20までの規定による保育士登録に関すること。	1 同法第18条の規定による保育士登録に関すること。
		3 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉法に規定する児童福祉施設（子ども家庭福祉課及び障	1 同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第39条の3及び第39	1 同法第20条の規定による指導監督に関すること。 2 同法第56条第1項	1 同法第21条の規定による関係職員の訓練に関すること。	1 同法第21条の規定による関係職員の訓練に関すること。

	がい者支援課の分掌事務に係るもの(除く。)を経営する事業に関することに限る。)。		条の4の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。 3 同法第56条第3項の規定による社会福祉法人の業務停止を命じ、又は役員の解職を勧告すること。 4 同法第56条第4項の規定による社会福祉法人の解散を命ずること。 5 同法第57条の規定による社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停止を命ずること。 6 同法第72条の規定による施設経営を制限、停止し又は許可若しくは認可を取り消すこと。	の規定による社会福祉法人の業務の検査等を行うこと。 3 同法第56条第2項の規定による社会福祉法人に対する措置命令を行うこと。 4 同法第58条の規定による社会福祉法人に対する助成を行い、その結果を監督すること。 5 同法第71条の規定による社会福祉施設に必要な措置を命ずること。	
4 認定こども園に関すること。		1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総			

				合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条の規定による認定こども園を認定すること。 2 同法第10条の規定による認定こども園の認定を取り消すこと。			
5 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の施行に関すること(他課の分掌事務に関するものを除く。)。							
6 児童の食生活に関すること。							
7 母子保健に関すること。				1 未熟児の訪問指導を行うこと。 2 慢性疾患児の保健指導を行うこと。 3 養育医療の給付を決定すること。	1 養育医療実施に伴う自己負担金を徴収すること。 2 母子健康センターの運営の指導を行うこと。 3 受胎		

				<p>4 母子保健法(昭和40年法律第141号)第9条の規定による母子保健に関する知識の普及に要する費用を負担すること。</p> <p>5 未熟児の養育医療機関を指定すること。</p> <p>6 受胎調節実地指導員講習会の認定又はその取消しをすること。</p>	<p>調節実地指導員の指定又は指定証若しくは標識の交付をすること。</p>	
8 育成医療の給付及び療育の給付並びに小児慢性特定疾患治療研究事業の給付を行うこと。				<p>1 育成医療の給付を決定すること。</p> <p>2 療育医療の給付を決定すること。</p> <p>3 小児慢性特定疾患治療研究事業</p>	<p>1 療育の給付の実施に伴う自己負担金を徴収すること。</p> <p>2 小児慢性特定疾患対策協議会を開催すること。</p>	

					の給付を決定すること。 4 育成医療に係る医療機関の指定、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止を行うこと（育成医療単独で行う場合に限る。）。 5 小児慢性特定疾患治療研究事業を医療機関に委託すること。 6 小児慢性特定疾患対策協議会委員を依頼すること。	
	9 子ども・障がい福祉局長に関すること。					
子ども家庭	1 児童の福祉に関すること（子ども未来課及		1 児童福祉法第35条の規定による児童福祉施	1 同法第6条の3の規定による里	1 同法の規定により設置された児	

	福祉課	び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。)。	設の設置を認可すること。	親及び保護受託者の認定をすること。 2 同法第46条の規定による児童福祉施設の最低基準実施を監督すること。 3 熊本県児童福祉法施行細則(昭和43年熊本県規則第34号)第13条の規定による徴収金の減免すること。	童福祉施設の保護単価又は保育単価の決定をすること。 2 児童保護に必要な物資等の配分をすること。 3 学校及び教護施設指定取扱規則(昭和33年日本国有鉄道公示第326号)第23条から第27条までの規定による児童福祉施設に対する鉄道運賃割引すること。	
		2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。		1 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第15条の規定による貸付金の償還の免除	1 同規則第5条の規定による身元保証の契約の締結をすること。	

をすること。

2 同法第13条の規定による母子福祉資金及び同法第32条第1項、第2項及び第4項において準用する同法第13条の規定による寡婦福祉資金の貸付け（支出負担行為及び支出命令に限る。）並びにその償還（督促状の作成、納入通知書及び督促状の送付を除く。）に関すること。

3 同法第14条の規定による母子福祉資金及び同法第32条第3項にお

いて準用する同法第14条の規定による寡婦福祉資金の貸付をすること。

4 同法第22条の規定による母子家庭等日常生活支援事業及び同法第33条第4項において準用する同法第22条の規定による寡婦日常生活支援事業に係る立入検査等をすること。

5 同法第23条の規定による母子家庭等日常生活支援事業及び同法第33条第4項において準用する同法第23条

				<p>の規定による寡婦日常生活支援事業の制限又は停止を命ずること。</p> <p>6 熊本県母子家庭等の身元保証に関する施行規則(昭和34年熊本県規則第32号)第3条の規定による保証の決定をすること。</p>		
3 児童扶養手当に関すること。				<p>1 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第18条の規定により異議申立てに対する決定及び審査請求に対する裁決をすること。</p>	<p>1 同法第6条の規定による手当の受給資格及び手当の額の認定をする(福祉事務所の所掌に係るものを除く。)。</p> <p>2 同法第8条の規定による手当の額の改</p>	

					定をすること(福祉事務所の所掌に係るものと除く。)。	
					3 同法第14条及び第15条の規定による手当を支給制限すること。	
					4 同法第28条の規定による届出に関すること(福祉事務所の所掌に係るものと除く。)。	
					5 同法第29条及び第30条の規定による受給資格者の調査等に関すること。	
4 児童手当に関すること。				1 児童手当に係る不服申立ての受理及び裁決に関すること。	1 児童手当支給事務に関する市町村の指導及び監督をすること。	

		5 社会福祉法の施行に関すること(児童福祉法に規定する児童福祉施設(子ども未来課及び障がい者支援課の分掌事務に係るもの除去。)を経営する事業、母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業、同法に規定する母子福祉施設を経営する事業、社会福祉法に規定する父子家庭居宅介護等事業に関することに限る。)。	1 同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第39条の3及び第39条の4の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。 3 同法第56条第3項の規定による社会福祉法人の業務停止を命じ、又は役員の解職を勧告すること。 4 同法第56条第4項の規定による社会福祉法人の解散を命ずること。 5 同法第57条の規定による社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停止を命ずること。 6 同法第62条第2項の規定による施設設置の	1 同法第20条の規定による指定監督に関すること。 2 同法第56条第1項の規定による社会福祉法人の業務の検査等を行うこと。 3 同法第56条第2項の規定による福社法人に対する措置命令を行ふこと。 4 同法第58条の規定による社会福祉法人に対する助成を行い、その結果を監督すること。 5 同法第63条第2項の規定による社会福祉施設	1 同法第21条の規定による関係職員の訓練に関すること。	
--	--	---	---	---	------------------------------	--

			許可をすること。 7 同法第72条の規定による施設経営を制限、停止し又は許可若しくは認可を取り消すこと。	設置の変更を許可すること。 6 同法第71条の規定による社会福祉施設に関する必要な措置を命ずること。		
6 児童虐待の防止に関すること。						
7 子ども・若者育成支援に関すること(他課の分掌事務に関するものを除く。)。						
8 売春防止法(昭和31年法律第118号)の施行に関すること。						
9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)の施行に関すること。						
10 児童相談所、清水が丘学園及び女						

		性相談セ ンターに 関するこ と。					
障 が い 者 支 援 課	1 障害保 健・福祉 に係る施 策の企画 ・調整に 関するこ と。						
	2 社会福 祉法の施 行に関す ること(児 童福祉法、 身体障害者 福祉法(昭 和24年法 律第283 号)、精神 保健及び 精神障害 者福祉に 関する法 律(昭和2 5年法律 第123号) 、知的障 害者福祉 法(昭和3 5年法律 第37号) 及び障害 者自立支 援法(平 成17年法 律第123 号)に規 定する社 会福祉事 業に關す るものに 限る。児 童福祉法 にあつて は同法に 規定する 障害児相 談支援事 業若しく は障害児	1 同法第 32条の規 定による 社会福祉 法人の設 立の認可 をするこ と。  2 同法第 39条の3 及び第39 条の4の 規定によ り仮理事 又は特別 代理人を 選任する こと。  3 同法第 56条第3 項の規定 による社 会福祉法 人の業務 停止を命 じ、又は 役員の解 職を勧告 すること  4 同法第 56条第4 項の規定 による社 会福祉法 人の解散 を命ずる こと。  5 同法第 57条の規 定による 社会福祉	1 同法 第20条 の規定 による 指定監 督に関 すること。  2 同法 第56条 第1項 の規定 による 社会福 祉法人の 業務 の検査 等を行 うこと  3 同法 第56条 第2項 の規定 による 社会福 祉法人に に対する 措置 命令を行 うこと  4 同法 第58条 の規定 による 社会福 祉法人に に対する 助成 を行い 、その	1 同法 第21条 の規定 による 関係職 員の訓 練に関 すること。  2 同法 第56条 第1項 の規定 による 社会福 祉法人の 業務 の検査 等を行 うこと  3 同法 第56条 第2項 の規定 による 社会福 祉法人に に対する 措置 命令を行 うこと  4 同法 第58条 の規定 による 社会福 祉法人に に対する 助成 を行い 、その			

		入所施設 又は児童 発達支援 センター を経営す る事業に 関するも のに限る 。)。	法人の公 益事業又 は収益事 業の停止 を命ずる こと。 6 同法第 62条第2 項の規定 による施 設設置の 許可をす ること。 7 同法第 72条の規 定による 施設経営 を制限、 停止し又 は許可若 しくは認 可を取り 消すこと 。	結果を 監督す ること 。 5 同法 第63条 第2項 の規定 による 社会福 祉施設 設置の 変更を 許可す ること 。 6 同法 第71条 の規定 による 社会福 祉施設 に関し 必要な 措置を 命ずる こと。		
		3 精神保 健及び精 神障害者 の福祉に 関すること。		1 精神 保健及 び精神 障害者 福祉に 関する 法律第 18条の 規定に による指 定医の 指定を 内申す ること 。 2 同法 第19条 の8の 規定に より指 定病院 を指定 し、又 は同法 第19条 の9第1	1 同法 第25条 から第 26条ま で及び 第26条 の3の 規定に による通 報を受 理する こと。 2 前号 の申請 、通報 又は届 出につ いて、 同法第 27条第 1項の 規定に より指 定医に 診察を 命ずる	

				項の規定によりその指定を取り消すこと。	こと（政令市の区域におけるものに限る。）。	
3	同法第38条の2第3項の規定及び熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年熊本県条例第15号）の規定により報告を命ずること。	3	同法第28条の規定により前号の規定による命令に係る診察の通知をすること（政令市の区域におけるものに限る。）。			
4		4	同法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定による入院措置をすること（第1号の通報に係るものに限る。）。			
5		5	同法第29条の2の2第1項の規定による移送を行うこと（第1号の通報に係			

					ものに限る。)。 6 同法第31条の規定により負担金を徴収すること(第1号の通報に係るものに限る。)。	
4 精神保健福祉審議会に関すること。						
5 障害者施策推進審議会に関すること。						
6 障害者自立支援法の施行に関すること。		1 同法第50条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し等に関すること。  2 同法第82条第1項の規定による障害福祉サービス事業等(同法第5条第12項に規定する障害者支援施設に限る。)の制限又は停止を命ずること	1 同法第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものに限る。以下同じ。)の指定に関すること。  2 同法第66条第1項の規定による自立支援医療機関等	1 同法第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定に関すること。  2 同法第46条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の変更届出等に関すること。		

- 。 3 同法第82条第2項の規定による障害福祉サービス事業等（同法第5条第12項に規定する障害者支援施設に限る。）に係る改善又は事業の停止若しくは廃止を命ずること。
- に対する報告等の提出等の命令又は検査に関すること。
- 3 同法第68条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の取消し等に関すること。
- 4 同法第73条第1項の規定による自立支援医療費等の額の決定に関すること。
- 5 同法第82条第1項の規定による障害福祉サービス事業等（同法第5条第12項に規定する障害者支援施設は除く。）の制限
- 3 同法第48条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者に対する報告に関すること。
- 4 同法第64条の規定による指定自立支援医療機関の変更の届出等に関すること。
- 5 同法第66条第1項の規定による指定自立支援医療機関に対する報告等に関すること。
- 6 同法第81条第1項の規定による障害福祉サービス事業等に係る立入検査等に関すること。

				又は停止を命ずること。 6 同法第82条第2項の規定による障害福祉サービス事業等（障害者支援施設は除く。）に係る改善又は事業の停止若しくは廃止を命ずること。 7 同法第97条の規定による審査請求に対する裁決をすること。	
7 身体障害者福祉法の施行に関すること。		1 同法第40条第1項の規定による身体障害者生活訓練等事業等の制限又は停止を命ずること。 2 同法第41条第1項の規定による身体障害者社会参加	1 同法第39条の規定による身体障害者生活訓練等事業等又は身体障害者社会参加支援施設に係る立入検査等に関する事項。		

			支援施設又は養成施設の事業の停止又は廃止を命ずること。	すること。		
8	特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の支給に関すること。			1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第29条の規定による請求に対する裁決をすること。		
9	知的障害者の福祉に関すること。					
10	心身障害者扶養共済制度に関すること。			1 熊本県心身障害者扶養共済制度条例（昭和54年熊本県条例第41号）第5条の規定による加入の承認に関すること。 2 同条例第8条の規定による掛金の減免に関すること。	1 同条例第9条の規定による年金の給付の決定及び却下に関すること。 2 同条例第15条の規定による弔慰金の給付に関すること。 3 同条例第15条の2の規定	

11 特別児童扶養手当に關すること。			1 特別児童扶養手当等の支給に關する法律第29条の規定による異議申立てに対する決定をすること。	ること。	による脱退一時金の給付に關すること。 4 心身障害者に対する年金の支給に關すること。 5 心身障害者扶養保険約款に基づく保険料の納付に關すること。	1 同法第5条の規定による手当の受給資格及び手当の額の認定に關すること(住所が熊本市にある者に限る。)。 2 同法第11条及び第12条の規定による手当の支給制限に關すること(住所が熊本

					市にある者に限る。) 。3 同法第16条の規定による手当の額の改定に関すること（住所が熊本市にある者に限る。）。4 同法第35条の規定による届出に関すること。5 同法第36条及び第37条の規定による受給資格者の調査に関すること。	
12 児童の福祉に關すること。		1 児童福祉法第21条の5の3の規定による指定障害児通所支援事業者及び第24条の2の規定による指定障害児入所施設の指定に関すること。 2 同法第	1 同法第24条の5の規定による災害その他の特別の事情がある場合の支給割合の決定に関すること。 2 同法第24条	1 同法の規定により設置された障害児入所施設等の保護単価の決定に関すること。 2 児童福祉法第4条第2項		

			<p>21条の5 の23の規 定による 指定障害 児通所支 援事業者 及び第24 条の17の 規定によ る指定障 害児入所 施設の指 定の取消 し等に関 すること 。</p> <p>3 同法第 35条の規 定による 児童福祉 施設（障 害児入所 施設及び 児童発達 支援セン ター（以 下障害児 入所施設 等という 。）に限る 。）の設置 の認可に 関すること</p>	<p>の15の 規定に による指 定障害 児入所 施設等 の設置 者等に 対する等 の命令 、当該 指定障 害児入 所施設 等への 立入り 等に關 すること。</p> <p>3 同法 第24条 の16の 規定に による指 定障害 児入所 施設等 の設置 者に対 する勧 告に關 すること。</p> <p>4 同法 第34条 の5の 規定に による障 害児通 所支援 事業等 に係る 立入檢 査等に 關すること。</p> <p>5 同法 第46条 の規定 による障 害児入 所施</p>	<p>に規 定する障 害児の 保護に 必要な 物資等 の配分 のこと 。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

				設等の最低基準実施に係る立入検査に関すること。 6 同法第57条の2第3項の規定による障害児入所給付費等の額に相当する金額の徴収に関すること。 7 熊本県児童福祉法施行細則第13条の規定による障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。）に係る徴収金の減免をすること。	
13 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に関すること。					

		14 精神保健福祉センターに関すること。					
		15 病院局との連絡に関すること。					
		16 身体障害者リハビリテーションセンターに関すること。					
		17 身体障害者福祉センターに関すること。					
		18 知的障害者更生相談所及びこども総合療育センターに関すること。					
健康局 医療政策課		1 地域医療の推進に関すること。					
		2 救急医療対策に関すること。				1 救急病院等の指定の告示に関すること。	
		3 看護師等修学資金に関すること。			1 熊本県看護師等修学資金貸与条例（昭和37年熊本県条例第33号）第6条の規定	1 同規則第3条の規定による貸与申請書等を受理すること。 2 同規則第8条の規定	



				収すること。 6 熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和37年熊本県規則第55号)第4条の規定により修学資金の貸与決定及びその通知をすること。		
4 病院、診療所、助産所その他医療施設に関すること。		1 病院の開設等の許可をすること。 2 病院の開設等の許可を取り消し、又は閉鎖を命ずること。 3 医療法人の設立の認可及び認可の取消しに関すること。	1 病院その他医療施設に對し報告を徵し、又は検査若しくは立入検査をすること。 2 医療法人の業務若しくは会計状況の報告を徵し、又は立入検査をすること。	1 医療法(昭和23年法律第205号)第67条の規定による弁明の機会の付与の手続に関すること。		
5 医師その他の医療関係者に関すること。		1 准看護師養成所を指定し、又は指定を取り	1 保健師、助産師、看護師養成所	1 医師法(昭和23年法律第201号)		

			消すこと。 の指定申請書を厚生労働大臣に進達すること。	第7条第5項に規定する意見の聴取及び同条第11項(同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。)に規定する弁明の聴取に関すること。
			2 歯科技工士又は准看護師の試験を実施すること。	2 歯科医師法(昭和23年法律第20号)第7条第5項に規定する意見の聴取及び同条第11項(同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。)に規定する弁明の聴取に関すること。
			3 診療エックス線技師の免許の取消し、又は業務の停止を命ずること。	2 歯科医師法(昭和23年法律第20号)第7条第5項に規定する意見の聴取及び同条第11項(同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。)に規定する弁明の聴取に関すること。
			4 准看護師の免許の取消し、業務の停止又は戒告を命ずること。	2 歯科医師法(昭和23年法律第20号)第7条第5項に規定する意見の聴取及び同条第11項(同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。)に規定する弁明の聴取に関すること。
			5 准看護師再教育研修を命ずること。	2 歯科医師法(昭和23年法律第20号)第7条第5項に規定する意見の聴取及び同条第11項(同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。)に規定する弁明の聴取に関すること。
			6 診療エックス線技師及び准看護師の行政処分に関する他の都道府県知事	3 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第20号)第7条第5項に規定する意見の聴取及び同条第11項(同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。)に規定する弁明の聴取に関すること。

					への通知に關するこ と。	昭和23 年法律 第203 号)第1 5条第3 項に規 定する 意見の 聽取及 び同条 第9項(同法第 15条の 2第7項 において準用 する場合を含む。)に 規定す る弁明の 聽取に 関す ること。 。	
					7 診療 放射線 技師、 歯科技 工士、 臨床検 査技師 、衛生 検査技 師、理 学療法 士、作 業療法 士又は 視能訓 練士の 免許の 取消し 又は業 務の停 止につ いて厚 生労働 大臣に 具申す ること 。	4 准看 護師の 免許を 与える こと。 5 准看 護師の 再教育 研修修 了登録 証を交 付する こと。 6 医師、 歯科医 師、保 健師、助 産師、 看護師、 診療放 射線技 師、歯科 技工士、 臨床検 査技師、 理学療 法士	

士、作業療法士又は視能訓練士の免許申請書を厚生労働大臣に提出すること。

7 準看護師の養成所の運営を指導すること。

8 準看護師養成所の学則等の変更を承認すること。

9 歯科技工士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師又は視能訓練士の養成所の指定等の申請書を厚生労働大臣に

進達す  
ること  
。

10 各種  
証明書  
(試験  
合格証  
明書を  
除く。)  
を交付  
すること。

11 保健  
師、助  
産師、  
看護師  
養成所  
の変更  
・承認  
申請書  
を厚生  
労働大  
臣に進  
達する  
こと。

12 保健  
師、助  
産師、  
看護師  
養成所  
の報告  
書を厚生  
労働大  
臣に進  
達する  
こと  
。

13 保健  
師、助  
産師、  
看護師  
養成所  
の指定  
取消し  
の申請  
書を厚生  
労働大  
臣に進  
達する  
こと  
。

		(昭和24年法律第204号)に関すること。					
	7	べき地保健医療に関すること。					
	8	医療審議会及び准看護師試験委員に関すること。					
	9	健康局長に関すること。					
国保・高齢者医療課	1	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の施行に関すること(保健事業に係るものを除く。)。			1 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第23条の規定による国民健康保険組合の役員の届出を受理すること。 2 同規則第36条の規定による国民健康保険団体連合会の役員の届出を受理すること。 3 同規則第43		

					条の規定による保険者及び国民健康保険団体連合会の毎月の事業状況の報告を受理すること。	
2 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の施行にすること(後期高齢者医療制度に係るものに限る。)。				<p>1 同法第61条の規定により医師等に対し診療録の提示を命ずる等の措置をすること。</p> <p>2 同法第66条の規定により保険医療機関等及び保険医等を指導すること。</p> <p>3 同法第72条の規定により開設者であつた者等に対し報告等を命じ、又は保険医療機関等の開設者若</p>		

				しくは管理者、保険医等その他の従業者等に対し出頭を求める等の措置をすること。		
	3 国民健康保険審査会に関すること。					
	4 後期高齢者医療審査会に関すること。					
健康づくり推進課	1 健康の維持及び増進など健康づくりに関すること。					
	2 食生活、食育及び栄養指導に関すること。					
	3 栄養士及び調理師に関すること。					
	4 歯科保健に関すること。					
	5 ハンセン病対策に関すること。				1 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第19	

					条の規定による援護の実施又は第20条の規定による費用の支弁若しくは第21条の規定による費用を徴収すること。	
6 原子爆弾被爆者の援護に関すること。				1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条の規定により被爆者健康手帳の交付又は再交付をすること。 2 同法第19条の規定により被爆者一般疾病医療機関を指定し、又は指定の辞退を受理すること。		

				3 同法 第24条 から第 28条ま で及び 第31条 に規定 する手 当を支 給する こと。 4 同法 第32条 の規定 により 葬祭料 を支給 するこ と。		
	7 難病に 関すること。					
	8 生活習 慣病対策 の推進に 関すること。					
	9 国民健 康保険法 の施行に 関すること(保健 事業に係 るものに 限る。)。					
	10 高齢者 の医療の 確保に關 する法律 の施行に 關すること(特 定健診等に 關するも のに限る 。)。					
薬 務 衛 生 課	1 薬事に 關すること。			1 薬事 法(昭 和35年 法律第 145号) 第4条	1 薬事 法第7 条第3 項、第 28条第 3項又	

				第1項 の規定 により 薬局開 設の許 可をす ること。 。	は第35 条第3 項の規 定によ り許可 をすること。
				2 同法 第12条 第1項 の規定 により 医薬品 等の製 造販売 業（薬 局製造 販売医 薬品製 造販売 業を除 く。）の 許可をす ること。	2 同法 第12条 第1項 の規定 により 薬局製 造販賣 医藥品販 賣業の許 可をすること。
				3 同法 第13条 第2項 の規定 により 医薬品 等の製 造業（ 薬局製 造販賣 医藥品製 造業を除 く。）の 許可をす ること。	3 同法 第12条 第2項 の規定 により 医藥品等 の製造販 賣業（ 薬局製 造販賣 医藥品製 造業を除 く。）の 許可を更新 すること。
				4 同法 第36条 の4第1 項の規 定によ り登録 販賣者 の試験 を実施 するこ	4 同法 第13条 第2項 の規定 により 薬局製 造販賣 医藥品製 造業の許 可をすること。
					5 同法 第13条

					と。 5 同法 第40条 の2第2 項の規 定によ り医療 機器の 修理業 の許可 をする こと。	第3項 の規定 により 医薬品 等の製 造業(薬 局製造販 売医薬品 製造業を除く 。)の許 可を更 新する こと。		
					6 同法 第75条 第1項 の規定 により 許可の 取消し 等をす ること 。	6 同法 第14条 第1項 の規定 により 医薬品 等の製 造販売 品目を 承認す ること 。		
					7 薬剤 師法(昭 和35年法 律第146 号)第8 条第3 項の規 定によ り免許 の取消 し等を 厚生労 働大臣 に具申 すること	7 同法 第14条 第6項 の規定 により 医薬品 等の適 合性調 査を行 うこと 。		
					8 同法 第24条 第2項 の規定 により 医薬品 販売業 (配 置 販 売業 に限 る。) の許 可を更 新する こと。	9 同法		

第26条  
第1項  
の規定  
により  
店舗販  
売業（  
当該店  
舗の所  
在地が  
熊本市  
の区域  
にある  
ものを  
除く。）  
の許可  
をすること。

10 同法  
第30条  
第1項  
の規定  
により  
配置販  
売業の  
許可を  
すること。

11 同法  
第33条  
第1項  
の規定  
により  
配置從  
事者の  
身分證  
明書を  
交付す  
ること。  
。

12 同法  
第34条  
第1項  
の規定  
により  
卸販  
売業の  
許可を  
すること。

13 同法  
第36条  
の4第2  
項の規

定により販売従事者の登録を行うこと。

14 同法第39条第1項の規定により高度管理医療機器等販売業・賃貸業の許可をすること。

15 同法第40条の2第3項の規定により医療機器の修理業の許可を更新すること。

16 同法第40条の2第5項の規定により修理区分の追加・変更の許可をすること。

17 同法に基づく医薬品等の製造販売業、製造業、医療機器の

修理業、薬局又は医薬品販売業の休廃止等の届出の受理に関すること。

18 同法に基づく薬局開設の許可の更新、薬局製造販売医薬品製造販売業の許可の更新、薬局製造販売医薬品製造業の許可の更新、医薬品販売業（店舗販売業及び配置販売業を除く。）の許可の更新、高度管理医療機器の販売業・賃貸業の許可の更新、医療機器販売業又は賃貸業の届

					出の受 理及び 医療機 器の販 売業又 は賃貸 業の休 廃止等 の届出 の受理 に關す ること (当該 薬局、 店舗又 は営業 所の所在 地が熊本 市の区域 にあるも のに限 る。) 。 19 薬事 法施行 令(昭和 36年政 令第11 号)第59 条の規定 により 薬事監 視員に試 験品を採 取させること。	
2 毒物及 び劇物に 關するこ と。				1 毒物 及び劇 物取締 法(昭和 25年法律 第303号) 第8条 第1項 第3号 の規定 により 毒物劇 物取扱	1 同法 第4条 第1項 の規定 により 毒物又 は劇物 の製剤 製造業 者等の 登録を すること。 2 同法	

				<p>者試験を実施すること。</p> <p>2 同法第19条第2項の規定により、毒物又は劇物の製剤製造業者等又は販売業の登録の取消しをすること。</p>	<p>第4条第4項の規定により毒物又は劇物の製剤製造業者等の登録を更新すること。</p> <p>3 同法第6条の2第1項の規定により特定毒物研究者の許可をすること。</p> <p>4 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)に基づく使用者又は指導員の指定に関すること。</p>	
3 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること。		1 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条第5項の規定により、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定に	1 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)第8条及び第30条の3の規定による指定の取消し又	1 司法警察員としての職務の執行(知事決裁に該当するものを除く。)をすること。	2 麻薬	

			<p>よる司法警察員として、逮捕状若しくは捜索差押許可状を請求し、又は麻薬、向精神薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤関係違反事件を送致すること。</p>	<p>は業務の停止をすること。</p> <p>2 麻薬取扱者、向精神薬取扱者又は大麻取扱者の免許の取消し等をすること。</p> <p>3 麻薬及び向精神薬取締法第58条の6の規定により診察をさせること。</p> <p>4 同法第58条の8の規定により入院させ、又は同法第58条の9の規定により入院の期間を延長すること。</p>	<p>取扱者、向精神薬取扱者(向精神薬試験研究施設設置者を除く。)又は大麻取扱者の免許を与えること。</p> <p>3 向精神薬試験研究施設設置者の登録をすること。</p> <p>4 同法第29条の規定により麻薬の廃棄の届出を受けること。</p> <p>5 覚せい剤取締法第3条又は第30条の2の規定による指定をすること。</p>	
			4 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関すること。			
			5 有害物質を含有			

		する家庭用品の規制に関すること。					
6	薬事審議会及び麻薬中毒審査会に関すること。						
7	公衆浴場、興行場、旅館業、クリーニング業、理容及び美容に関すること。		1 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条に基づくクリーニング師の試験を実施すること。 2 クリーニング業法施行細則(昭和32年熊本県規則第32号)第10条の規定により合格通知をすること。	1 クリーニング業法施行令(昭和28年政令第233号)第1条の規定により免許証の交付又は再交付すること。			
8	生活衛生関係営業に関すること。	1 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第9条の規定により適正	1 同法第14条の2第1項及び第3項の規定により共済規程又はその変更若しくは廃	1 同法第12条の規定により適正化規程の廃止届を受理すること。 2 同法第14条			

				化規程又 はその変 更を認可 すること 。	止を認 可する こと。 2 同法 第42条 の規定 により 組合員 による 適正化規 程の変更 命令又は 認可の取 消しをす ること。	の10の 規定に による組 合協約 又はそ の変更 を認可 すること。 3 同法 第14条 の12の 規定に より組 合協約 に関するあ つ旋又は 調停を すること。	
				3 同法第 24条の規 定により 組合の設 立の認可 をするこ と。	3 同法 第50条 第2項 の規定 により 組合解散 につ いて總 会の決 議を認 可する こと。	4 同法 第28条 第3項 の規定 により 定期款 変更の認 可をす ること。	
				4 同法第 52条の3 の規定に より組合 の解散を 命ずるこ と。	4 同法 第52条 の2の 規定に より役 員の退 任勧告 をす ること。 5 同法 第56条 の6の 規定に より組合 員以外の 者に対す る事業 活動の 改善を 勧告す ること。 6 同法 第62条 の規定 により	5 同法 第60条 の規定 により 報告の 徴収又 は立入 検査を すること。 6 生活 衛生関 係営業 の運営 の適正 化及び 振興に 関する 法律施 行規則 (昭和 32年厚	

				意見の聴取を行うこと。	生省令第37号)第5条の11の規定による組合協約の廃止届を受理すること。	
					7 同規則第6条の規定による役員の変更届を受理すること。	
					8 同規則第9条の規定による組合解散の届出を受理すること。	
					9 同規則第11条の規定による組合員の異動報告を受理すること。	
9 建築物の衛生的環境の確保に関すること。						
10 墓地等に関すること。						
11 温泉に関すること。				1 温 泉 法 (昭 和23年 法律第 125号)	1 同法 第5条 第2項(同法第 11条第	

				第3条 第1項 又は第 11条第 1項の 規定に より掘 削、増 掘又は 動力裝 置を許 可する こと。 2 同法 第8条 第3項(同法第 11条第 2項に おいて 準用す る場合 を含む 。)、第 14条の 8第3項 又は第 14条の 9第2項 の規定 により 可燃性 天然ガ スによ る災害 の防止 上必要 な措置 を命ず ること。 3 同法 第9条(同法第 11条第 2項又 は第3 項にお いて準 用する 場合を 含む。) の規定 により	2 項又 は第3 項にお いて準 用する 場合を 含む。) の規定 により 掘削、 増掘又 は動力 裝置の 許可の 有効期 間を更 新する こと(対 象地が 熊本市 の場合に 限る。) 2 同法 第6条 第1項(同法第 11条第 2項又 は第3 項にお いて準 用する 場合を 含む。)又 は第14 条の3第1 項の規 定により 法人の合 併又は分 割による 許可を受 けた地位 の承継の 承認をす ること(対 象地が熊 本市)	
--	--	--	--	---	--	--

					掘削、 増掘又 は動力 装置の 許可を 取り消 すこと。	の場合 に限る 。)。 3 同法 第7条 第1項(
					4 同法 第9条 第2項(	同法第 11条第 2項又 は第3 項にお いて準 用する 場合を 含む。) の規定 により 温泉の 保護、 可燃性 天然ガ スによ る災害 の防止 その他 公益上 必要な 措置を 命ずる こと。
					5 同法 第9条 の2(同 法第11 条第2 項にお いて準 用する 場合を 含む。) 又は第 14条の 10の規 定によ り可燃 性天然 ガスに による災 害の防	3 同法 第7条 第1項(

				止上必要な措置又は掘削、増掘若しくは温泉の採取の停止を命ずること。	温泉採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削、増掘若しくは温泉採取の方法の変更の許可をすること。	5 同法第8条第1項(同法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定により原状回復を命ずること。	7 同法第12条第1項の規定により温泉採取の制限を命ずること。	8 同法第14条第1項の規定により温泉ゆう出以外の目的の掘削による温泉のゆう出量等への影響を防	6 同法第14条の2第1項の規定によ
--	--	--	--	-----------------------------------	--	---	---------------------------------	---	--------------------

					止するためには必要な措置を命ぜること。	7 同法第14条の5第1項の規定により可燃性天然ガスの濃度についての確認をすること。	り温泉採取の許可をすること。	
					9 同法第19条第1項の規定により登録分析機関の登録をすること。	10 同法第25条の規定により登録分析機関の登録を取り消すこと。	8 同法第14条の5第3項の規定により可燃性天然ガスの濃度の確認を取り消すこと。	(対象地が熊本市の場合に限る。)。
					11 同法第28条の規定により必要な報告を求め、又は立入検査等をすること。	12 同法第30条の規定により指定地域内の温泉利用施設又は管理制度方法の改善に関する指示すること。	9 同法第14条の6第2項の規定により可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた地位の	

承継の届出を受理すること(対象地が熊本市の場合に限る。)。

10 同法第14条の8第1項の規定による温泉採取の事業の廃止の届出を受理すること(対象地が熊本市の場合に限る。)。

11 同法第14条の9第1項の規定により温泉採取の許可を取り消すこと。

12 同法第20条の規定による登録分析機関の登録事項変更の届出を受理すること。

13 同法第21条

					第1項の規定による登録分析機関の温泉成分分析業務廃止の届出を受理すること。	
		12 生活衛生適正化審議会に関すること。				
環境生活部	環境政策課	1 環境及び生活行政に係る基本的施策の企画及び調整に関すること。				
		2 チッソ株式会社に対する金融支援措置に関すること。				
		3 環境生活部長室に関すること。				
水俣病保健課		1 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）の施行に関すること。		1 公害健康被害者等対策の実施に関すること。	1 同法に規定する療養費等の給付に関すること。 2 水俣病に係る統計に関すること。	
		2 水俣病		1 熊本	1 医療	

		総合対策事業に關すること。		県医療事業判定検討会に關すること。 2 水俣病被害者手帳に係る対象者の決定及び交付に關すること。	手帳、水俣病被害者手帳及び保健手帳の変更、再交付及び療養費等の給付等に關すること。 2 健康管理事業の実施に關すること。	
		3 公害保健福祉事業に關すること。			1 公害保健福祉事業の実施に關すること。 2 特殊寝台の貸付等に關すること。	
水俣病審査課	1	公害健康被害の補償等に關する法律の施行に關すること(水俣病保健課の分掌事務に係るものを除く。)。	1 同法に基づく申請に係る処分に關すること。			
	2	公害被害者認定審査会及び公害健康被害認定審査会に關する				

		こと。 3 水俣病研究事業及び水俣病認定申請者治療研究事業に関すること。		1 水俣病認定申請者治療研究事業実施要項の策定に関すること。 2 水俣病認定申請者治療研究事業の対象者等の決定に関すること。	1 水俣病認定申請者治療研究事業の医療費の決定に関すること。 2 水俣病認定申請者医療手帳の変更及び再交付に関すること。	
		4 水俣病に係る訴訟並びに同法の規定による公害健康被害者の認定に係る異議申立て及び審査請求に関すること。		1 水俣病に係る訴訟並びに同法の規定による公害健康被害者の認定に係る異議申立て及び審査請求に関する事務のうち軽易な事務に関すること。		
環境局	環境立県推進課	1 熊本県環境基本条例(平成2年熊本県条例第49号)の施行に関すること。				

	2 環境行政に係る基本的施策の企画、調整及び推進に関すること。	1 熊本県環境管理システムに係る重要な見直しに関すること。				
	3 地球温暖化対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。		1 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第24条第1項の規定に基づく都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定に関すること。 2 同法第24条第4項の規定に基づく改善命令に関すること。 3 同法第24条第5項の規定に基づく都道府県地球温暖化防止活動推進員の委嘱に関すること。	1 同法第20条の3第8項の規定に基づく実行計画の公表に関すること。 2 同法第20条の3第10項の規定に基づく実行計画の実施状況の公表に関すること。 3 同法第23条第1項の規定に基づく地球温暖化防止活動推進員の委嘱に関すること。 4 同法第24条第1項の規定に基づき、都		

				進センターの指定の取消しに関すること。	道府県地球温暖化防止活動推進センターを指定し又は同条例第5項の規定に基づき、これを取り消した場合の公示に関すること。	
	4 循環型社会形成に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。			4 地球温暖化の防止に関する条例(平成22年熊本県条例第16号)第19条第2項の規定に基づく権利保護の請求に関すること。	5 同条例第50条の規定に基づく報告又は資料の要求に関すること。	
	5 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の増進に関する法律(平成15年法律第130号)に関すること。					
	6 地下水の水量の保全に係	1 地下水保全条例(		1 同条例第31条の規	1 同条例第29条の規	

		る施策の企画、調整及び推進に関すること。	平成2年条例第52号)第25条の規定に基づく指定地域の指定及び改廃に関すること。	定に基づく勧告及び氏名の公表に関すること。 2 同条例第32条の2の規定に基づく地下水使用合理化指針及び第33条の規定に基づく地下水涵養指針の策定に関すること。	定に基づく地下水の採取量の報告に関すること。 2 同条例第40条の規定に基づく土地の立入に関すること。 3 地下水量保全、地下水使用合理化及び地下水涵養のための指導、助言に関すること。	
		7 総合的水需給計画の策定及び推進に関すること。				
		8 水資源の開発に係る調査、企画及び調整に関すること。				
		9 水資源に係る企業局との連絡に関すること。				
		10 有明海及び八代海の再生		1 有明海及び八代海		

		に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。		を再生するための特別措置に関する法律(平成14年法律第120号)第5条第8項の規定に基づく県計画の修正に関する事項の追加等軽微な修正に関すること。		
	11	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に関すること。		1 同法第10条第1項の規定により環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成し、公表すること。		
	12	環境保全基金に関すること。				
	13	環境センターに関すること。				
	14	環境局长に関すること。				

		ること。				
環境 保 全 課	1 環境影 響評価法 (平成9年 法律第81 号)の施 行に関す ること。		1 同法 第4条 第2項(同 法第39条第 2項で読み替 えて適用する 場合を含む。) の規定による 第2種事業の 判定に係る知 事の意見に關 すること。	1 同法 第17条 第3項 の規定 による 説明会 についての事 業者への意見 に關すること。 2 環境影 響評価法施 行令(平成9 年政令第346 号)第7 条及び第8条 の規定による 意見提出期間 の決定及び通 知に關すること。	2 同法 第10条 第1項(同 法第40条第 2項で読み替 えて適用する 場合を含む。) の規定による 方法書につい ての知事の意 見に關すること。 3 同法 第20条 第1項(同 法第40条第 2項で読み替 えて適用する 場合及び第48	

				条 第2項で読み替えて準用する場合を含む。)の規定による準備書についての知事の意見に関すること。		
2 熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号)の施行に関すること。				<p>1 同条例第4条の規定による技術指針の制定又は変更に関すること。</p> <p>2 同条例第10条第1項(同条例第37条で読み替えて適用する場合を含む。)の規定による方法書についての知事の意見に関すること。</p> <p>3 同条例第19条第1項(同条例第37条で</p>	<p>1 同条例第4条の規定による技術指針の制定又は変更についての熊本県環境影響評価審査会の意見聴取に関すること。</p> <p>2 同条例第10条第3項(同条例第37条で読み替えて適用し、第42条第1項で読み替えて準用する場合を含む。)の規定によ</p>	

					読み替えて適用し、第40条第2項及び第42条第2項で読み替えて準用する場合を含む。)の規定による公聴会の開催に関すること。	方法書について熊本県環境影響評価審査会の意見聴取に関すること。	
3	同条例第16条第3項(同条例第37条で読み替えて適用し、第40条第2項で読み替えて準用する場合を含む。)の規定による説明会についての事業者への意見に関すること。	3	同条例第16条第3項(同条例第37条で読み替えて適用し、第40条第2項で読み替えて準用する場合を含む。)の規定による説明会についての事業者への意見に関すること。	4	熊本県環境影響評価条例施行規則(平成12年熊本県規則第56号)第26条の規定による公聴会を主宰する県の職員の指名に関すること。	4	同条例第20条第3項(同条例第37条で読み替えて適用し、第40条第2項及び第42条第2項で読み替えて準用する場合を含む。)の規定による説明会についての事業者への意見に関すること。
4	熊本県環境影響評価条例第20条第3項(同条例第37条で読み替えて適用し、第40条第2項及び第42条第2項で読み替えて準用する場合を含む。)の規定による説明会についての事業者への意見に関すること。	4	同条例第20条第3項(同条例第37条で読み替えて適用し、第40条第2項及び第42条第2項で読み替えて準用する場合を含む。)の規定による説明会についての事業者への意見に関すること。	5	熊本県環境影響評価条例第20条(同条例第37条で読み替えて適用し、第40条第2項及び第42条第2項で読み替えて準用する場合を含む。)の規定による説明会についての事業者への意見に関すること。	5	熊本県環境影響評価条例第20条(同条例第37条で読み替えて適用し、第40条第2項及び第42条第2項で読み替えて準用する場合を含む。)の規定による説明会についての事業者への意見に関すること。

					2項で読み替えて準用する場合を含む。)の規定による準備書についての知事の意見に関すること。	する場合を含む。)の規定による準備書についての熊本県環境影響評価審査会の意見聴取に関すること。
6	同条 例第24 条第1 項(同 条例第 37条で 読み替 えて適 用し、 第40条 第2項 で読み 替えて 準用す る場合 を含む 。)の規 定によ る評価 書の内 容につ いての 措置要 請に関 すること。	5	同条 例第34 条(同 条例第 40条第 2項及 び第42 条第1 項で読 み替え て準用 する場 合を含 む。)の 規定に よる事 後調 査書の 公報に 縦覧に 関する こと。			
7	同条 例第29 条(同 条例第 37条で 読み替 えて適 用する 場合を 含む。) の規定 による	6	同条 例第36 条の規 定によ る中止 申出書 写しの 管轄市 町村長 への送 付に関 すること。			
		7	熊本 県環 境			

					環境影響評価 その他の手続の再実施の要請に関すること。	評価条例施行規則第11条の規定による方法書についての知事の意見提出期間の決定及び通知すること。	
					8 同条例第31条（同条例第37条で読み替えて適用する場合を含む。）の規定による知事以外の免許等の権限を有する者への環境保全に関する配慮要請に関すること。	規則第31条の規定による準備書についての知事の意見提出期間の決定及び通知すること。	8 同規則第31条の規定による準備書についての知事の意見提出期間の決定及び通知すること。
					9 同条例第35条第1項（同条例第40条第2項及び第42条第1項で読み替えて準用する場合を含む。）の規定による事後調査報告		

				書に係る環境保全上の措置の実施要請に関すること。 10 同条例第45条第1項の規定による勧告に関すること。		
				11 同条例第47条の規定による隣接県知事との協議に関すること。 12 同条例第48条の規定による市町村条例の指定に関すること。		
	3 公共事業等に係る環境配慮の推進に関すること。					
	4 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)の施行に関			1 同法第10条の規定により公害防止統括者等の解任を命令すること。	1 同法第11条の規定により報告の徴収、又は立入検査を行うこと。	

		すること。		。			
		5 公害(大気汚染、騒音、振動及び悪臭に限る。次項及び第7項において同じ。)の規制に関すること。		1 環境基準の類型指定に関すること。 2 規制基準の設定及び改廃に関すること。 3 規制地域の指定並びに規制対象施設の設定及び改廃に関すること。 4 規制に係る調査の企画に関すること。	1 環境基準の類型指定及び規制地域の指定並びに規制対象施設の設定及び改廃の告示に関すること。		
		6 公害の監視測定に関すること。		1 特定物質に係る事故時の措置に関すること。	1 監視測定計画に関すること。 2 緊急時の措置に関すること。 3 結果の公表に関すること。		
		7 公害の防止指導に関すること。		1 経済産業大臣に対する措置要請に関する措置要請及び道路	1 公安委員会に対する措置要請及び道路		

			<p>すること。</p> <p>2 燃料の使用基準に係る勧告又は命令に関すること。</p> <p>3 関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力依頼及び意見に関すること。</p> <p>4 苦情処理に関すること。</p>	<p>管理者等に対する意見に関すること。</p> <p>2 軽易な苦情処理に関すること。</p>	
	8 公害(水質の汚濁、土壤の汚染及び地盤の沈下に限る。)の規制に関すること。		<p>1 水質汚濁に係る環境基準の類型指定に関すること。</p> <p>2 排水基準の設定及び改廃に関すること。</p> <p>3 規制地域の指定並びに規制対象施設の設定及び改廃に関すること</p>		

				。		
9	公共用 水域及び 地下水の 水質の保 全に関す ること。			1 水質 汚濁に 係る環 境基準 の類型 指定に 関する こと。 2 公共 用水域 及び地 下水の 水質の 汚濁の 常時監 視に關 すること。 3 公共 用水域 及び地 下水の 水質の 測定計 画に關 すること。 4 事 故 の状況 の公表 に關す ること 。5 緊 急 時又は 事故時 の措置 に對す る命令 に關す ること 。6 地 下 水の水 質の淨 化に係 る措置 命令等 に關す ること 。7 有 害	1 地下 水保全 のため の土地 の立入 に關す ること 。 2 事 業 場に對 する報 告及び 検査に 關する こと。 3 公共 用水域 及び地 下水の 水質の 汚濁の 状況の 公表に 關する こと。	

				物質の地下浸透禁止に係る改善命令等に関すること。		
10 土壌(農用地を除く。)の汚染及び地盤の沈下に関すること。				<p>1 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条の規定に基づく要措置区域の指定、解除及び公示に関すること。</p> <p>2 同法第7条の規定に基づく措置命令に関すること。</p> <p>3 同法第22条の規定に基づく汚染土壤処理業の許可及び更新に関すること。</p> <p>4 同法第23条の規定に基づく汚染土壤処理業の変更の</p>	<p>1 同法第3条、第4条及び第5条の規定に基づく土地の調査に関すること。</p> <p>2 同法第7条の規定に基づく講ずべき措置の指示に関すること。</p> <p>3 同法第11条の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定及び解除に関すること。</p> <p>4 同法第11条の規定に基づく形質変更時要届出区域の公示に関すること。</p>	

				許可に 関すること。 5 同法 第24条 の規定 に基づく 汚染 土壤処 理施設 の改善 命令に 関する こと。 6 同法 第25条 の規定 に基づく 汚染 土壤処 理業の 許可の 取消し 及び停 止命令 に 関する こと。 7 同法 第55条 の規定 に基づく 協議 に 関する こと。	5 同法 第12条 の規定 に基づく 土地 の形質 の変更 届出及 び変更 命令に 関する こと。 6 同法 第54条 の規定 に基づく 報告 及び検 査に 関する こと。 7 同法 第56条 の規定 に基づく 資料 の提出 の要求 等に 関する こと。	
	11 特定化 学物質の 環境への 排出量の 把握等及 び管理の 改善の促 進に 関する法 律(平成11年 法律第86 号)の施 行に 関する こと。				1 結果 の公表 に 関する こと。 2 届出 事項に ついて の意見 及び説 明に 関する こと。	
	12 ダイオ キシン類 及び環境			1 規制 基準の 設定及	1 監視 測定計 画に 関	

		ホルモン等の化学物質に関すること。		び改廃すること。 2 特定施設に係る事故時の措置及び氏名等の公表に関すること。 3 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第35条に基づく要請及び協議に関すること。	すること。 2 結果の公表に関すること。	
		13 公害紛争処理に関すること。			1 申請手数料の減免還付等に関すること。 2 鑑定料の額の決定に関すること。	
		14 環境保全啓発活動の支援に関すること。				
		15 環境保全協定に関すること(県が直接当事	1 環境保全協定の締結及び変更に	1 軽易な変更に関すること。		

		者となる場合に限る。)。	関すること。				
	16 水道に関すること。			<p>1 水道法（昭和32年法律第177号）第6条の規定により事業を認可すること。</p> <p>2 同法第11条の規定により水道事業の休止又は廃止を許可すること。</p> <p>3 同法第26条の規定により水道用供水給事業の経営を認可すること。</p> <p>4 同法第35条の規定による水道事業経営の認可を取り消すこと。</p> <p>5 同法第37条の規定により</p>	<p>1 同法第10条の規定により水道事業の事業変更を認可すること。</p> <p>2 同法第14条第5項の規定による料金の変更届出を受理し、又は同法第6条の規定により地方公共団体以外の水道事業の供給条件変更を認可すること。</p> <p>3 同法第30条の規定により水道用供水給事業の事業変更を認可すること。</p> <p>4 同法第33条第5項の規定</p>		

				<p>給水停止命令をすること。</p> <p>6 同法第38条の規定により水道事業者に対する供給条件の変更の認可の申請を命ずること。</p> <p>7 同法第39条の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。</p> <p>8 同法第40条の規定により災害その他の非常の場合における水道用水の緊急応援命令をすること。</p>	<p>により専用水道布設工事の確認申請に対する通知をすること。</p> <p>5 同法第36条の規定により水道施設の改善の指示をすること。</p>	
自然保護課	<p>1 国立公園、国定公園及び県立自然公園に関すること。</p> <p>2 自然公園の</p>	<p>1 自然公園の公園計画の策定に関すること。</p> <p>2 自然公園の</p>		<p>1 自然公園の管理計画の策定に関すること。</p> <p>2 自然公園の</p>	<p>1 同法第68条第2項の規定による協議に關すること。</p> <p>2 同条</p>	

			指定、解除又は区域の変更に関すること。	公園事業の決定、改善命令、承継、認可の取消し、原状回復命令等、立入りの認定、措置命令及び中止命令等に関すること。	例第11条第2項及び第3項の規定による同意及び認可をすること(対象地が熊本市の場合に限る。)。
3	自然公園の特別地域の指定に関すること。				3 同条例第21条第4項第2号、第7号、第11号、第13号及び第15号の規定による許可をすること(対象地が熊本市の場合に限る。)。
3	自然公園の指定認定機関の指定に関すること。				3 同条例第21条第4項第2号、第7号、第11号、第13号及び第15号の規定による許可をすること(対象地が熊本市の場合に限る。)。
4	生態系維持回復事業に関すること。				4 同条例の規定による届出、通知に関すること(対象地が熊本市の場合に限る。)。
5	自然公園の風景地保護協定の締結に関すること。				4 同条例の規定による届出、通知に関すること(対象地が熊本市の場合に限る。)。
6	自然公園の公園管理団体の指定に関すること。				6 自然公園の公園管理団体の指定に関すること(対象地が熊本市の場合に限る。)。
7	自然公園法(昭和32年法)				5 熊本県立自然公園条例施行規則

				律 第 161号) 第20条 第3項 及び第 21条第 3項の 規定に による許 可をす ること (環境 大臣に 協議を 要する ものに 限る。) 。	(昭和 47年熊 本県規 則第45 号)第4 条の規 定によ る施設 の供用 開始の 届出に 関する こと(対 象地が 本市の場 合に限 る。)。	
8	熊本 県立自 然公園 条例(昭 和33年 熊本 県条例 第45号) 第21 条第4 項(課(セ ンタ一)長 専決事 項に該 当する ものを 除く。) の規定 による 許可を するこ と(対 象地が 本市の 場合に 限る。 。	6 国定 公園及 び県立 自然公 園の立 入検査 、実地 調査及 び指示 をする職 員を任 免すること。				
9	同条 例第54 条第1 項の規 定によ る協議 に関す					

				ること (対象地が熊本市の場合に限る。)。		
2 自然環境の保全に関すること。	1 熊本県自然環境保全条例(昭和48年熊本県条例第50号)に基づく自然環境保全基本方針の策定及び変更に関すること。	1 同条例に基づく自然環境保全地域、緑地環境保全地域及び郷土修景美化地域の指定、指定の解除及び区域の変更に関すること。 2 同条例に基づく自然環境保全地域に関する保全計画、緑地環境保全地域に関する保全計画及び郷土修景美化地域に関する修景計画の策定、廃止及び変更に関すること。	1 同条例に基づく軽易な許可、届出等に関すること。 2 同条例第32条の規定による標識の設置に関すること。			

こと。  
3 同条  
例に基  
づく特  
別地区  
及び野  
生動植  
物保護  
地区的  
指定、  
指定の  
解除及  
び区域  
の解除  
及び区  
域の変  
更に關  
すること。

4 同条  
例に基  
づく自  
然環境  
保全地  
域の保  
全事業  
、緑地  
環境保  
全地域  
の保全  
事業及  
び郷土  
修景美  
化地域  
の修景  
美化事  
業の施  
行に關  
すること。

5 生態  
系維持  
回復事  
業に關  
すること。

6 同条  
例に基  
づく自  
然環境  
保全協  
定の締  
結に關

				するこ と。 7 同条 例に基 づく許 可、届 出等に 関する こと。		
3 野生動 植物の多 様性の保 全に関す ること。	1 熊本 県野生 動植物 の多様 性の保 全に関 する条 例（平 成16年 熊本県 条例第 19号） に基づ く野生 動植物 の多様 性保全 基本方 針の策 定及び 変更に 関する こと。			1 同条 例に基 づく県 内希少 野生動 植物、 指定希 少野生 動植物 及び特 定希少 野生動 植物の 指定及 び指定 の解除 に関す ること 。 2 同条 例に基 づく特 定希少 野生動 植物事 業の登 録に關 すること。 3 同条 例に基 づく生 息地等 保護区 、管 理 地区及 び立入 制限地 区の指	1 同条 例に基 づく輕 易な許 可、届 出等に 関する こと。	

				定及び 指定の 解除に 関する こと。 4 同条 例に基 づく保 護管理 事業計 画の策 定、変 更及び 保護管 理事業 の認定 等に關 すること。 5 同条 例に基 づく許 可、届 出等に 關する こと。		
4 鳥獣の 保護及び 狩猟の適 正化に関 すること 。	1 鳥獣 保護事 業計画 を策定 すること。			1 司法 警察員 の指名 協議に 関する こと。 2 狩猟 免許に 関する こと。 3 猟区 の設定 に関す ること。 4 狩猟 免許の 取消し 並びに 熊本市 及び県 外居住	1 有害 鳥獣の 捕獲に 關する こと。 2 狩猟 の取締 りに關 すること。 3 狩猟 免許の 更新に 關する こと。 4 熊本 市及び 県外居 住者に 係る狩 猟者登 録に關	

- 者に係る狩猟者登録の抹消に関すること。  
5 鳥獣の学術研究に関すること。  
6 鳥獣捕獲の許可をすること(課(センター)長事項に該当するものを除く。)  
7 鳥獣保護施設を設置すること。  
8 鳥獣の人工増殖及び放鳥を決定すること。  
9 鳥獣生息状況を調査すること。  
10 鳥獣保護事業の概況を調査すること。  
11 愛鳥週間にに関すること。
- 5 愛がん目的くの飼養の登録をすること(申請者住所が熊本市のものに限る。)。  
6 有害鳥獣の捕獲を許ること(申請者が熊本市のものに限る。)。  
7 獣者登録証、狩猟記、鳥獣捕獲許可証、従事者証、狩猟状、免狀、鳥養票(愛がん目的く)及び獵可指定許法の再交付すること。  
8 獣团体に

				12 鳥獣保護員に関すること。 13 特定鳥獣保護管理計画の策定及び鳥獣保護区の指定等に係る公聴会の開催に関すること。 14 指定猟法禁止区域に係る指定猟法の許可に関すること（申請者の住所地が熊本市のものに限る。）。	関すること。 9 鳥獣保護団体に関すること。	
	5 自然公園施設の整備及び維持管理に関すること。					
	6 鳥獣保護センターに関すること。					
	7 外来生物対策に関すること。					
廃棄物対	1 廃棄物の処理に関する企画及び総					

	策 課	合調整に 関するこ と。					
		2 廃棄物 処理計画 に関する こと。  1 廃棄 物の処 理及び 清掃に 関する 法律(昭 和45年法 律第137 号)第5 条の3の規 定による 廃棄物 処理計 画の策 定に関 すること。					
		3 産業廃 棄物に關 すること。  1 廃棄 物の処 理及び 清掃に 関する 法律第 14条の 3の規 定によ り事業 の停止 命令を 行うこと。  2 同法 第14条 の3の2 第1項 及び同 条第2 項の規 定によ り許可 の取消 しを行 うこと。  3 同法 第14条 の6に おいて		1 廃棄 物の処 理及び 清掃に 関する 法律第 14条の 3の規 定によ り事業 の停止 命令を 行うこと。  2 同法 第14条 の3の2 第1項 及び同 条第2 項の規 定によ り許可 の取消 しを行 うこと。  3 同法 第14条 の6に おいて	1 同法 第12条 第3項、 同条第 4項及 び廃棄 物の処 理及び 清掃に 関する 法律施 行規則 (昭和 46年厚 生省令 第35号) 第8条 の2の6 の規定 による 事業場 外にお ける産 業廃棄 物の保 管、保 管の変 更及び 保管の 廃止に 関する		

					準用する同法第14条の3及び第14条の3第1項及び同条第2項の規定により事業の停止命令及び許可の取消しを行うこと。	届出を受理すること。	
				4 同法第15条第1項及び同法第15条の2の6第1項の規定により処理施設設置の許可及び変更の許可を行うこと。	2 同法第12条第9項及び同法第12条の2第10項の規定による産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画及び特別管理産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を受理すること。		
				5 同法第15条の2の7の規定により処理施設の改善命令又は使用の停止命令を行うこと。	3 同法第12条第10項及び同法第12条の2第11項の規定による前号の計画の実施状況の報告を受理すること。		
				6 同法第15条の3第1項及び	4 同法第12条第11項及び同法第12条の2第11項の規定による前号の計画の実施状況の報告を受理すること。		

				同条第2項の規定により処理施設設置の許可の取消しを行うこと。	条の2第12項の規定により第1号の計画及び前号の実施状況について公表を行うこと。
7	同法第15条の3の3	第5項の規定により熱回収施設設置者の認定の取消しを行うこと。	5	同法第12条の2第3項、同条第4項及び同規則第8条の13の6で準用する同規則第8条の2の6の規定による事業場外における特別管理産業廃棄物の保管、保管の変更及び保管の廃止に関する届出を受理すること。	
8	同法第19条の3の規定により改善命令を行うこと。				
9	同法第19条の5第1項の規定により措置命令を行うこと。				
10	同法第19条の6第1項の規定により措置命令を行うこと。		6	同法第12条の3第7項の規定による産業廃棄物管理票	
11	同法第19条の8第1項の規				

					定により自ら支障の除去等の措置を講ずること。	7 同法第12条の6第1項の規定により産業廃棄物の適正な処理に関する勧告を行うこと。	
					12 同法第19条の8第2項から同条第4項までの規定により費用の負担をさせること。	8 同法第14条第1項及び同条第6項の規定により産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業(以下「産業廃棄物処理業」という。)の許可を行ふこと。	
					13 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第22条の規定により廃棄物再生事業者の登録の取消しを行ふこと。	9 同法第14条の2第1項の規定により産業廃棄物処理業の変更許可を行ふこと。	

10 同法  
第14条  
の2第3  
項の規  
定によ  
る産業  
廃棄物  
処理業  
の廃止  
又は変  
更の届  
出を受  
理する  
こと。

11 同法  
第14条  
の4第1  
項及び  
同条第  
6項の  
規定に  
より特  
別管  
理産業  
廃  
棄物收  
集運搬  
業及び  
特別管  
理産業  
廃棄物  
処分業  
(以下  
「特別  
管理产  
业废  
弃物处  
理业」と  
いいう。)  
の許可  
を行  
うこと。

12 同法  
第14条  
の5第1  
項の規  
定によ  
り特別  
管  
理产  
业废  
弃物处  
理业的  
变

更許可  
を行ふ  
こと。

13 同法  
第14条  
の5第3  
項の規  
定によ  
る特別  
管理産  
業廃棄  
物処理  
業の廢  
止又は  
変更の  
届出を  
受理す  
ること  
。

14 同法  
第15条  
の2の5  
の規定  
による  
処理施  
設設置  
者から  
の届出を  
受理す  
ること。

15 同法  
第15条  
の2の6  
第3項  
の規定  
により  
処理施  
設に係  
る届出を  
受理す  
ること及  
び最終処  
分場の  
廢止の  
確認を  
行うこ  
と。

16 同法  
第15条

の3の3  
第1項、  
廃棄物  
の処理  
及び清  
掃に関  
する法  
律施行  
令（昭  
和46年  
政令第  
300号）  
第7条  
の4に  
おいて  
準用す  
る同令  
第5条  
の5及  
び同規  
則第12  
条の11  
の11に  
おいて  
準用す  
る同規  
則第5  
条の5  
の11の  
規定に  
より熱  
回収施  
設設置  
者の認  
定を行  
うこと  
並びに  
認定熱  
回収施  
設設置  
者に係  
る休廢  
止等の  
届出及  
び熱回  
収事項  
の報告  
を受理  
すること。

第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定により処理施設の譲受け又は借用受けの許可を行うこと。

18 同法第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定により処理施設の設置者である法人の合併等の認可を行うこと。

19 同法第15条の4において準用する同法第9条の7第2項の規定による処理施設設置者の相続の届出を受付す

- ること。  
20 同法  
第18条  
第1項  
の規定  
により  
報告の  
徴収を  
行うこと。  
21 同法  
第19条  
第1項  
の規定  
により  
立入検  
査等を  
行うこと。  
22 同法  
第20条  
の2第1  
項、同  
令第20  
条及び  
同令第  
21条の  
規定に  
より廃  
棄物再  
生事業  
者の登  
録を行  
うこと  
並びに  
変更の  
届出及  
び休廃  
止の届  
出を受  
理する  
こと。  
23 同法  
第23条  
の3第1  
項及び  
同条第  
2項の  
規定に  
より県  
警本部  
長の意

					見を聴取すること。 24 同法第23条の5の規定により関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、協力を求めること。	
4 一般廃棄物に関すること。	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項及び同法第9条第1項の規定により処理施設設置の許可及び変更の許可を行うこと。 2 同法第9条	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項及び第4項の規定による処理施設の廃止若しくは休止又は休止した施設の再開並びに埋立処分の終				

					の2第1項の規定により処理施設の改善命令又は使用の停止命令を行うこと。	了の届出を受理すること。	
					2 同法第9条の2の4第1項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により熱回収施設設置者の認定を行ふこと。	2 同法第9条の2の4第1項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により熱回収施設設置者の認定を行ふこと。	
					4 同法第9条の2の4第5項の規定により熱回収施設設置者の認定の取消しを行うこと。	規定により熱回収施設設置者の認定を行ふこと並びに認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出及び熱回収事項の報告を受けること。	4 同法第9条の2の4第5項の規定により熱回収施設設置者の認定の取消しを行うこと。
					5 同法第9条の3第3項及び同条第9項の規定により処理施設の届出に係る計画の変更及	3 同法第9条の7第2項の規定によ	5 同法第9条の3第3項及び同条第9項の規定により処理施設の届出に係る計画の変更及

				び廃止命令並びに改善命令及び使用の停止命令を行うこと。	6 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和50年法律第31号)第3条第1項及び同法第4条第1項の規定により合理化事業計画の承認及び変更の承認を行うこと。	4 同法第9条の5第1項の規定により処理施設の譲受け又は借受けの許可を行うこと。 5 同法第9条の6第1項の規定により処理施設の設置者である法人の合併等の認可を行うこと。	
5 その他廃棄物の処理等に関すること。				1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第7条	1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定による保管等の届		

					の規定による ポリ塩 化ビフ エニル 廃棄物 処理計 画の策 定に關 すること。	受 理する こと。 2 同法 第9条 の規定 により 保管等 の状況 を公表 すること。	
					2 同法 第16条 第1項 の規定 により 改善命 令を行 うこと。 3 建設 工事に 係る資 材の再 資源化 等に關 する法 律（平 成12年 法律第 104号） 第20条 の規定 により 再資源 化等の 方法の 変更そ の他必 要な措 置命令 を行う こと。	3 同法 第12条 第2項 の規定 による 承継の 届出を 受理す ること。 4 同法 第14条 の規定 により 確実か つ適正 な処理 の実施 の確保 に関し 指導及 び助言 を行ふ こと。 5 同法 第17条 の規定 により 保管又 は処分 に關し 報告の 徵収を 行うこと。	
					4 容器 包装に 係る分 別収集 及び再 商品化 の促進 等に關 する法 律（平	6 同法 第18条 第1項 の規定 により 保管又	

				成7年 法律第 112号) 第9条 の規定 により 県分別 収集促 進計画 の策定 及び公 表を行 うこと。  5 使用 済自動 車の再 資源化 等に関 する法 律(平 成14年 法律第 87号) 第20条 第3項 の規定 により 関連事 業者に 対し勧 告に係 る措置 命令を 行うこと。  6 同法 第51条 の規定 により 引取業 者の登 録を取 り消し 、又は 事業の 停止命 令を行 うこと。  7 同法 第58条 の規定	处分 に關し 立入檢 查等を 行うこと。  7 容器 包装に 係る分 別収集 及び再 商品化 の促進 等に關 する法 律第8 条第4 項及び 同条第 5項の 規定に より市 町村分 別収集 計画の 受理及 び助言 等を行 うこと。  8 使用 済自動 車の再 資源化 等に関 する法 律第19 条の規 定によ り登録 を受けた 引取業 者若は しくはフ ロン類 回収業 者又は は許可 を受けた 解体業 者若は しくは破 碎業	
--	--	--	--	--	---	--

					により フロン 類回収 業者の 登録を 取り消 し、又 は事業 の停止 命令を 行うこ と。	9 同法 第20条 第1項 及び同 条第2 項の規 定によ り連 事業者 及びフ ロン類 回収業 者に対 し勧告 を行 うこと。 。	者に 対 し指導 及び助 言を行 うこと 。	
					8 同法 第66条 の規定 により 解体業 の許可 の取消 し又は 事業の 停止命 令を行 うこと 。	10 同法 第42条 から同 法第49 条まで の規定 により 引取業 者の登 録、登 録の更 新、申 請書の 受理、 登録の 実施、 登録の 拒否、 変更届 及び廢 業届の 受理、 登録簿 の閲覧 、登録 の抹消 並びに 通知を 行うこ と。		
					9 同法 第72条 におい て準用 する同 法第66 条の規 定によ り破碎 業の認 可の取 消し又 は事業 の停止 命令を 行うこ と。	10 同法 第90条 第3項 の規定 により 勧告に 係る措 置命令 を行 うこと。 。	11 特定 11 同法	

				製品に 係るフ ロン類 の回収 及び破 壊の実 施の確 保等に 関する 法律(平 成13年 法律第64 号)第17 条の規 定によ り登録 を取り 消し、又 は業務の 停止命令 を行うこと。  12 同法 第24条 第5項 の規定 により 勧告に 係る措 置命令 を行うこと。	第53条 から同 法第57 条まで の規定 及び同 法第59 条にお いて準 用する 同法第 47条か ら同法 第49条 までの 規定に よりフ ロン類 回収業 者の登 録、登 録の更 新、申 請書の 受理、 登録の 実施、 登録の 拒否、 変更届 及び廢 業届の 受理、 登録簿 の閲覧 、登録 の抹消 並びに 通知を 行うこと。  12 同法 第60条 から同 法第64 条まで の規定 により 解体業 の許可 、許可 の更新 、申請	
--	--	--	--	--	---	--

書の受理、変更及び廃業等の届出の受理並びに通知を行うこと。

13 同法第67条から同法第71条までの規定及び同法第72条において準用する同法第64条の規定により破砕業の許可、許可の更新、申請書の受理、変更及び廃業等の届出の受理並びに通知を行うこと。

14 同法第90条第1項の規定により関連事業者に対し勧告を行うこと。

15 同法第125

条の規定により県警本部長の意見を聞くこと。

16 同法第127条の規定により関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、及び協力を求めること。

17 同法第131条第1項の規定により立入調査を行うこと。

18 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第10条から同法第16条までの規定によりフロン類回収業者の登録、登

録の拒否、登録の更新、変更届の受理、登録簿の閲覧、廃業等届の受理及び登録の抹消を行うこと。

19 同法第22条の規定によりフロン類回収業者に對し報告の徵収を行うこと。

20 同法第23条の規定により関連事業者に對し指導及び助言を行うこと。

21 同法第24条第1項から同条第4項までの規定により関連事業者に對し勧告を行うこと。

22 同法